

平成28年宇治田原町総務建設常任委員会

平成28年6月16日

午前10時開議

議事日程(1の1)

(総務部、会計課所管分)

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第37号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 各課所管事項報告
- 企画財政課所管
- ・平成28年度公共事業等の執行予定(上半期)について
- 税住民課所管
- ・町税徴収実績について
  - ・町民税賦課状況について
- 日程第3 その他

議事日程(1の2)

(建設事業部所管分)

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第39号 土地の取得について
- 議案第40号 じん芥収集車の取得について
- 日程第2 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
- ・開発協力金の見直しについて
  - ・環境マネジメントシステムの運用について
  - ・宇治田原町地球温暖化防止実行計画の達成状況について
  - ・ごみ排出量の平成27年度実績について
  - ・平成28年度京都府土木事業実施予定概要について
- 産業観光課所管

・大福茶園再造成事業費の内訳について

○上下水道課所管

・下水道普及状況について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口重和	委員
副委員長	2番	内田文夫	委員
	1番	稲石義一	委員
	4番	安本修	委員
	6番	青山美義	委員
	10番	上林昌三	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
建設事業部長	野田泰生君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
企画財政課課長補佐	矢野里志君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
建設環境課課長補佐	市川博己君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
プロジェクト推進課 課長補佐	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君

産業観光課課長補佐	富田幸彦君
上下水道課長	下岡浩喜君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

本委員会は、6月9日の開会日及び14日の再開日に上程され付託されました議案第37号、議案第39号、議案第40号及び所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局の資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認お願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

なお、所管事項等が多岐にわたることから、スムーズな委員会運営のため、所管課の審査を分割し、午前中に総務部、会計課所管分を行い、午後より建設事業部所管分を行うことにいたしたいと思っております。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

町当局におかれましても、所管職員の出席につきまして調整をよろしくお願いいたします。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

一番茶も終了し、二番茶の準備の時期になっております。近畿地方は6月4日に梅雨に入り、集中豪雨が心配される時期になっております。町におきましても、6月1日に町内防災パトロールを実施するなど災害に対しましては万全を尽くしてまいり所存でございます。

皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員の方々には、町行政の推進に何かとご尽力、ご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

先週9日に開会していただきました6月定例会は、14日に一般質問をしていただき、本日はご多忙のところ総務建設常任委員会にご参集いただき、ありがとうございます。谷口委員長、内田副委員長のもと、常任委員会を開催いただき、マイナンバー利用に関する条例の一部改正、宇治田原山手線の土地取得及びじん芥収集車の取得の議案につきましてご審議をお願いするとともに各課所管事業の報告をさせていただきますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第37号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、お手元に議案第37号があると思いますので、これにつきまして提案の説明をさせていただきます。

議案第37号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、いわゆる番号法に基づき、本町として独自に個人番号を利用する事務等については、条例に規定する必要があることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、本町独自に個人番号を利用する事務と、その事務に係る庁内連携及び本町の異なる実施機関内に対する情報の提供に関する規定を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、奥谷企画財政課長から説明を申し上げます。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） おはようございます。

私のほうから引き続きまして、議案第37号、ご説明を申し上げたいと存じます。

議案書と議案書に規則にしております分がございましてことから参考といたしまして条例施行規則、そして、議案第37号資料ということで、表裏の2枚ものが3種類ございます。私のほうからは、この第37号資料、これを主に説明させていただきまして条例のご説明とさせていただきたいと存じます。こちらのほうをごらんいただければと存

じます。

今回の制度改正の内容でございますけれども、まず一番上、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）というところからご説明を申し上げますが、この中ほどにございますように、平成27年10月に、いわゆる番号法が施行されまして、通知カードによります個人番号の通知がスタートしたわけでございます。予定では、平成29年7月からは、この情報提供ネットワークシステムを利用した、他団体との情報連携、マイナンバーのやりとりを他団体と連携していくと、そういう情報連携が予定されておりまして、現在、国等で開始に向けた準備が進められておるところでございます。

2番目、条例改正の経緯でございますけれども、番号法では同一団体内、例えば宇治田原町内でも、税情報を福祉部局が利用するような場合、そういう場合につきましては条例で定める必要があるとされております。

また、この法律の第9条第2項の規定に基づきまして、地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例で定める場合には、独自にマイナンバーを利用することができるということになってございます。従いまして、法定事務と独自利用事務というのがあるわけでございますけれども、本町におきましては、この法定事務の庁内連携等につきましては、去る27年12月に条例制定、ご可決いただいたところでございますが、今回、マイナンバーを利用する町独自の事務——独自利用事務と申しておりますけれども、これにつきまして、どういう項目があるかということの規定させていただくことで、法定事務と町独自利用事務の両方でマイナンバーを利用することが可能になるというものでございます。

そうしたら、本町独自利用事務どういうものがあるんやということなんですが、1枚目の下にございます10事務でございます。全く新たに発生する制度ということではないんですけれども、この10事務、これまでから実施しております事務でございますけれども、こういうものにつきましてマイナンバーを使えるという事務に位置づけることによりまして、例えばこういう事務におきまして申請いただく際には、所得に応じて軽減措置などがある事務ばかりなんですけれども。そういう際に、例えばこれまでよりご申請いただいた方々、私どもは税情報とか、確認させていただいておりましたが、町外から転入された方が、すぐさまこういう手続をされる場合には、もとの市役所なり出向いていただいて所得証明をとっていただくというような必要がございましたが、このマイナンバーを使えるという位置づけを条例に挙げさせていただくことで、わざわざもとのところへお帰りいただくことなく、こちらのほうから、その市町村に照会して税情報

を入手するというようなことができるというメリット。

また、予防接種の関係でございましたら、例えばそういうマイナンバーを利用して各個人さんの管理ができるというようなことが、利便性の向上として挙げられるものでございます。

この資料の1枚おあげください。

条例の条文のご説明をさせていただく前に、今回の法定事務と独自利用事務の位置づけ、また、条例の制定の要、不要等につきましてご説明申し上げたいと思います。

一番上に、マイナンバーの利用等開始時期とあります。この表でご説明申し上げます。

縦には、マイナンバーの利用とか庁内連携、異なる実施機関への提供等、項目を挙げておりまして、それぞれの項目が法定事務と独自利用事務というのがございます。

法定利用事務というのはどのようなものかといいますと、この資料の4枚目、一番最後に法定事務一覧というようなものがございます。福祉関係、また、税関係、そういうようなものが多いんですけども、これが、基本的に法定事務といわれているものでございまして、独自利用事務も何でもかんでもいいということではなく、基本的に、この法定事務に準じたようなものに限ると、現在されておるところでございます。

戻りますけれども、この2ページの上にごございますように、まず、マイナンバーの利用すること、法定事務に関しましては、もう法律で定まっておりますので条例制定は不要でございます。既に28年1月からスタートしております。ただ、独自利用事務についてマイナンバーを使うという場合には、今回、条例の別表第1に挙げておりますように、先ほど申し上げました10事務でマイナンバーを使うことができますよということで、うたう必要がございます。

同一実施機関内の庁内連携、これは同じ宇治田原町役場内なんだけれども、税務部局と福祉部局でそういう情報のやりとりをする場合、これも法定事務につきましては、法定事務といえども条例で制定する必要がございます。これは、12月で制定いただいております。今回、独自利用事務に関しまして、条例の別表第2に掲げる7つの事務、町長部局で行います10のうちの上から、1ページに戻ります、(1)から(7)まで、この7事務を条例の別表第2に掲げております。

それから、異なる実施機関への提供。例えば、税情報等を異なる実施機関である、私どもの、例えば教育委員会が使いたいというような場合には、法定事務も制定する必要がございます。これも制定させていただいております。独自利用につきましても、これは別表第3で掲げさせていただいております。3事務でございます。先ほどの1ページ

でいきますと、(8)、(9)、(10)、この3つの事務がここに該当するわけでございますけれども、3事務を掲示をさせていただいております。

そして、国の行政機関や他の地方公共団体との間の情報連携。これも、法定事務は不要でございますが、別表第1に掲げる10事務につきまして、うたう必要があるということで、今回、条例の改正を挙げさせていただいております。

この連携イメージでございます。ちょっと絵を挿入させていただいておりますが、宇治田原町の中でも町長部局の中の、例えば税住民課と福祉課がやりとりすることは庁内連携と申します。同じ宇治田原町なんだけれども、町長部局の税住民課と教育委員会の学校教育課がやりとりするときには情報連携と申します。それぞれの独自利用事務があるんですけれども、表現といいますか、条文のうたい方といたしまして、庁内連携と情報連携の2とおりがあるといってご理解賜ればと存じます。

それと、他の国とか他の地方公共団体間とのやりとり、これも情報連携と言うわけなんですけれども、こういうことが独自利用においても可能になると。ただ、条例を制定した後、この10項目につきまして、国の個人情報保護委員会の審査を受ける必要がございます。そこに出していただいて許可された独自利用に限りまして、情報提供ネットワークシステムを利用しました情報連携、他団体とのやりとり等が可能になるという、今後の流れになるものでございます。

本文のほうをごらんいただきたいと存じます。

今、申し上げました改正を今回お願いするものでございますが、私のほうから、新旧対照表で簡単にご説明を申し上げたいと存じます。

議案書の4枚目、新旧対照表をつけさせていただいております。こちらのほうで概要だけ申し上げます。

この第4条で、これまで法定事務のことを法別表に掲げる事務が使えるよということだったんですけれども、町独自に掲げる別表第1の事務を独自利用として使うことができるということで、第4条のほうで挙げさせていただいております。

第5条のほうでは、特定個人情報の提供ということで、同一団体の異なる実施機関、例えば教育部局と町長部局でのやりとりということを第5条の第1号では、次の裏面になりますけれども、別表第3です。独自利用事務での町長部局と他の部局でのやりとり。2号のほうで法定事務をうたっております。

以上のように別表第1におきまして、独自利用事務の全体、要は10項目をうたいまして、別表第2では、その10項目のうちの庁内連携ができる7つを、どういう事務を



行うかをうたいまして、別表第3のほうでは、町長部局と教育部局の間でやりとりができるという旨をそれぞれの表でうたっております。

規則委任しておる部分でございますので、この10項目につきまして、どういう事務の概要やということを規則でうたっておるところでございます。

以上、条例改正の概要を申し上げたところでございますが、これまでから、この制定当時、また、いろんな場面におきまして議員各位からは、特に、こういうマイナンバー事務が始まることによってセキュリティー対策のご心配をされるお声が、これまでも多くいただいております。

まず、システム的には、こういう国の機関、また、市町村間等の連携が始まることに対しまして、国のほうではいろいろ年金事務所の情報漏えい問題等を踏まえ、セキュリティー強化、システム的なシステム強化を、現在も図られておるところでございます。新聞報道等によりますと、その関係で導入時期がおくれる可能性もありやにもいうようなことも載っておったところでございますが、国のほうでは至急、システム的なセキュリティー強化を進められておられる。それに対しまして、それを使うのが我々でございますので、我々もそういう徹底、教育、そういうことにつきましては、これまでから申し上げておりますように、まずシステム的には、こういうマイナンバーを使うようなシステムは独立したシステムでございますので、基本的に外部からつながれるというようなことはなかろうかとは思いますが、心配されるのは、そういう独立したシステムから一定の何か情報を使って、外部とつながっているパソコンで何か作業した際、そういう恐れが、確かに実務上ございます。そういうところにつきましては、以前も申し上げましたとおり、つながっていないパソコンで作業が基本であると。どうしてもつながっているところに持ってこなければならぬところでも、作業が終わればもとに戻す、削除する。どうしても一定期間置かなければならぬときにはパスワードを付す。そういうところの徹底が求められております。これまでから昨年度も、各課に情報セキュリティーリーダーというものを置きまして、昨年度ですと4回会議をいたしております。そういうリーダーに徹底をして、そのリーダーが各課へ帰って各課内への指導徹底をしてもらうような構造にさせていただいております。今年度におきましても7月に人事異動もありましたことから、再度、そういうようなところの徹底の会議をさせていただいております。

また、以前も申し上げましたが、メール訓練、実は先日もちょうどJTBのほうで標的型メールの何か感染したというような情報が新聞報道されておりましたが、そういう

ことのないよう、こういう訓練も定期的を実施いたしまして、引き続き、職員間での情報セキュリティに対する指導徹底を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

ちなみに、このマイナンバーカードの現在の交付状況でございますけれども、ご申請いただいてJ-LISという国の機関から送られてくるんですけれども、6月15日、昨日現在でJ-LISから本町のほうに届いておるのが595件、これだけのマイナンバーカードが届いております。それを本町では案内させていただいておるわけでございますけれども、この595件のうち、実際にお越しいただきまして交付させていただいておる数が454件でございます。参考にご報告を申し上げまして、私のほうからの条例に対するご説明とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

ただいま山内議員が傍聴に入られましたので、報告をしておきます。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。安本委員。

○委員（安本 修） いろいろ説明をいただいたんですけれども、メリットとデメリットというふうにおっしゃっていましたが、そのデメリットをもう一回はっきりしてほしいと思います。それからデメリット、今言われましたようにJTBで790万ですか、情報が漏れているという、現にそういうことも起こっていますので、これなんかずっと言われてきていますね、セキュリティ問題どうすんのやということについては。やっぱり、その点を考えても、利用をふやせばふやすほど、そういう危険がふえるということなので、これもうちちょっと考えていただきたいなというふうに思います。なりすましも含めて、今、見つかっていないからいいようなものの、見つかっていないだけのこと、そういうことが今後頻繁に起こってくるという可能性は十分にあるので、これは、こんなことで利用拡大をすればするほどメリットって、ほんまにさっき言われたように、ほんの少しあるかないかということだと思ってしまうので、むしろデメリットのほうがかなり多いというふうに思いますので、そういう点では、これはやめてほしいというふうに思います。

先ほども言われましたけれども、何でもかんでもいいわけじゃないというふうに言われております。いいことなら何でもかんでもいいと思うんですけれども、やっぱり、そういう点でデメリットが本当に心配なんで、何でもかんでもよいというふうにはならないと思うので、これはセキュリティ万全やとは言えへんと思うので、その点も含めて、メリット、デメリット、それからセキュリティの面、これは万全かどうかということ

を含めてもう一度答弁お願いいたします。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） まず、メリットという点でございますけれども、端的な一例といたしまして、先ほど申し上げましたような所得要件を審査させていただく項目におきまして、町外からご転入いただいた方がもとに戻っていただかなくとも、このマイナンバーシステムを利用して確認することができるというようなのが、大きな一例かと思えます。ただ、委員おっしゃいますように、数がそれほど多いわけでもございません。メリットとしてはそれだけというよりも、もちろんそういうような面もございますけれども、例えば先ほど申し上げましたように、健康診査の部分ですとか、予防接種とか、今後の展開もあることながら、そういう部分におきまして、マイナンバーを使いまして個人さんの管理、健康管理、予防管理、そういうものもひっくるめて法に許される範囲の中で管理なりさせていただくことで、そういう施策に対するメリットというのは今後の展開にもよりますが、そういうところは見込まれるのではないかと考えております。

逆に、デメリットという面でございますが、システム的な強化はされます。ただ、デメリットというよりも、これまで使っていなかったことの作業と申しますか、そういうことが、今まではなかったけれども、そういう個人情報を扱う事務がふえるというのは事実でございます。そういう面では、それがデメリットかとおっしゃられますと、なかなか難しいところもあるわけではございますが、それは事実でございます。従いまして、そういう分につきましては、先ほども申し上げましたように、使う私どもの注意、管理、そういうところが一層求められるところでございます。従いまして、マイナンバーだけのみならず、個人情報を扱っているんやというところの思いをさらに強くする中、世間で言われているような、こういうような情報漏えい等のないよう、さらに対策を、また、対策指導、そういうものをしっかりやってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） 特に、健康診断とかで個人の番号管理をする中で、個人管理をしたということですが、宇治田原のような小さいまちのような場合は、特に健康診断、健康管理なんかは、やはり、それぞれの住民との顔を突き合わせて管理していくというのが基本だと思うんです。番号、これ、付したから利用できるというものでもないし、その点、もうちょっと住民との触れ合い、住民との顔を突き合わせた形の指導、そこがやっぱり肝心だと思うので、そういう意味では番号ほんまにこんなん必要なかと

いうように言えば、必要じゃないなというふうに思うのと、それから今おっしゃられたように、システムをつくっていく気苦労のほうが、そういう意味では、そういうところに職員の方々が気を使わんなんというの、システムづくりを含めて、これは多大な費用も要りますし、そういう点からしたら、デメリットしかないというふうに私は思うので、ぜひ、これは考え直してほしいというふうに申し上げて終わります。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今、安本委員からもセキュリティーの問題も質問ありましたですけども、まず、交付状況等、先ほど報告がございましたですけども、届いている分と取りにきはった分だけ言わはったんですけども、申請が何件あって、国のほうで1月以降システムが麻痺するほど混乱しておって、現在のところ、全国的には申請の半分ぐらいいし交付ができていないというような状況にあって、届いているのが595件なんですけども、それに対して全国的な部分からが1,000以上の申請があって、システムの部分ではおくれが生じて届いているのが約600近くだという内容なんか、その辺は把握されているのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） 宇治田原町のほうの国に出されている申請数、5月31日現在で657件でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 全国の情報からしますと、657のうち595件が、もう既に処理されてこちらへ届いているということです、大分とシステムが動き始めて全国的には1月からだあつとって、田原の場合はぼちぼち1月の後半から申請があったように聞いているので、まあまあ状況としてはよくわかりました。

先ほどおっしゃったメリットとデメリットの部分で、デメリットの分から言いたいと思うんですけども。前も、町内企業、中小企業さん、この辺が、システム対応ですね、マイナンバーに関する、ほとんどのところが対応できるというようなご回答やったということなんですけども、今日現在で、もうシステムについてきちっとしたものを構築されて、きちっとやられたのか、その費用についても結構高額になるというふうに聞いているんですけども、その辺も含めてどういう情報をつかんでおられるのか、今日現在。ちょっとその辺だけ、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ただいまのご質問でございますが、以前、昨年12月の

委員会でご報告させていただきました折に、工業団地の企業さんにアンケートをさせていただきまして、その当時に約半数がシステムの対応完了と、あと約半数が準備中、さらにその半数の半数が年内で、あと半分が28年1月以降の対応というような結果が出ているということで申し上げたかと存じます。なお、申しわけございませんが、それ以降の調査というのは実施しておりません。そういうところのフォローアップも、また引き続きしてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） この法律も順番に議会のほうから提案されて、税の関係もあって継続審査にしたり、地域の状況なんかをきちっと把握をする中で進めていただきたいと、行政だけが対応するんじゃないですよと、今回はね、ということです、工業団地の管理組合にもお頼みして、そういう状況、対応型できているのかどうか。国でいきますと、その当時は20%ぐらいしか対応できていないというようなことだったので、宇治田原はどうですかと、本町の場合はというふうにお聞きしましたら、ただいまのような状況だったんです。これが4月以降になって、実際どうなったのかというのを担当課としてはきちっと把握する必要がありますので、費用も非常に多額になるとか、事務がこのことによって増加するとかいろいろ言われているわけです。そういうようなこともありましたかという、全国的な課題の部分の本町もきちっと把握しながら進めていくことが大事なので、そのような形で、早急に町内の企業の対応の状況を把握しておいてください。それで、また7月にでも常任委員会に報告できるように対応方、これは要望しておきます。

もう一つ、セキュリティーが、今、非常に個人情報、今回もJTBの大量の情報流出とかありましたので、そのことについて、今般も補正予算も若干されているように、全体的な国の保護法が入ってきてそのまま向こうに出すような形になっておるんですけども、昨年の9月議会のセキュリティーの状況と比べまして、今日、セキュリティーの対応については国の対応方策も強化されていますので、その辺では担当課としては、どのような形に今の現状としてはなっておるのか、それちょっと報告してほしいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 一定、以前ご報告申し上げましたように、ルールづくり、要はパソコンなり扱っている個人情報の扱いのルールづくりを定めましたものですから、

それに対する取り扱い方の注意喚起という点で、引き続き複数回そういうセキュリティーリーダー会議等を中心にさせていただいているところでございます。

従いまして、昨年度ご報告申し上げた以降に、例えば新たなセキュリティー対策、ソフト的なセキュリティー対策、ハード的にはウイルスチェックを入れるとか部分は日々改善しておりますが、ソフト的な運用的な強化という面では、引き続きこれまでのこのルールの徹底という形で進めさせていただいておりますので、新たなソフト的な対応的な強化という面ではございませんが、これまでのルールの徹底という面で、さらに強化しておるといのが状況でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 2つに分けて説明していただいたら一番いいんですけども、システムのその部分が、ハード的に9月の段階から、やはり国のほうも情報漏えいについての部分をかなり強化されているというふうに繰り返されていますので、その部分は9月段階と今日現在ではどう違うんやというのと、ヒューマンエラーというか、人がやることですので、ぱっとメールをあけてしまったりすることがありますので、前回もありましたように、京都府からのメールを担当課で開けるのをどうやってんということに報告いただいたんですけども、100%きちっと研修訓練しておっても、ああいう状況で思わずあけてしまった職員がいたということですので、今般もそういう訓練されたら、その分については前よりも数字を上げて、対比するためには同じような訓練すればいいんです。メールがぽんと入ってきて、よく似たような、京都府からこういう税金に関する何々の改正の通知が来ましたよとか言ったら思わずあけてしまいますわね。それでも、あけないようにしましょうということだったんやけれども、あけた職員のほうが多かったというような状況やったんで、それと比較して今回の分ではどうなりましたというようなことをやらないと、1人でもそういうようなヒューマンエラーを出すと訓練したことにはならないですよ、それは。だから、そういうことを徹底するためには数字を挙げて、前回の訓練はメールをあけたのは5人やったけれども、今回はゼロにしましたとか、そういうことを言ってもらわんと、セキュリティーについて、国のほうが何ぼシステムで強固なものをつくったってヒューマンエラーが出たら仕方がないので、その辺はどうですか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） メールテストでございますけれども、昨年度2度やってございます。7月と9月に、京都府のシステムを利用させていただいて、本町も乗っから

せていただいたということでございますが、7月のときには20アドレス、ただ、この20アドレスは基本的に組織内でのアドレスでございますので、一人一人が1個ずつ持っているというアドレスじゃなくて、複数の者が見られる状態なっておりますので、必ずしもお答えに直結しない部分があるんですけれども、それと、9月には40アドレス、このときは所属長は各1人ずつアドレスを持っておりますが、プラス組織のアドレス。ですから7月は20アドレス、9月には40アドレスに対してメール訓練を実施いたしましたところでございます。以前も申し上げましたんですけれども、一番最初にやった7月のときには55%もの添付ファイルの実行がございました。要は半数。ただ、半分の人数があけたというよりも、10人が1つの係で見られる状態で、1人でも見た場合には20アドレスのうちの1というふうにカウントされますので、一概に55%ということで100人のうちの55人ということではないんですけれども、そういうパーセンテージが出てございます。

そして、この9月に40アドレス申し上げましたが、このときには宇治田原町としては15%の開封率でございました。従いまして、こういうことにも気をつけてもらうということでは効果があったのかなと考えておりますが、ただ、いずれにいたしましても9月でまだ15%の開封率があったということはゼロではございません。引き続きこういうこともやっていく中で注意喚起を図っていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 緊張感を持ってこういうようなことをやらんならんとするときに、4月で人事異動があったので、いろいろその所属のアドレスも含めて、全部に、所属長さんも大半かわっているんですから、そういうようなことも徹底するためには、やっぱり7月、9月経過を追ってきちっとやらんと。それで、そのときに15%に減りましたですけれどもと言って、15%もあったやん、僕らから言わせたら。それから効果が上げてますよと言って、その15%からそういうふうに漏えいしていったら大変なことになるんやから、1人でもおったらあかんわけや。そういう考え方が担当課にないから、職員の訓練する立場にある担当課として。だから、やっぱりそのところから変えていかんとね、今みたいなような答弁をもうとると、システムからじゃなくて人から漏れていきよんの違うかと、こういう危惧があるわね。僕らは、前回は賛成した立場なんですよ、これ。それは100%の情報流出みたいなもののシステムを構築することはできへんと。どこまでいったって、100%というのは確約できへんですよ。だけれども、そ

れに限りなく近いような体制を組む中では、今言った訓練は必ずゼロ%にしておかな。だから、直近で人事異動があって、4月から今日の間にもそのような状況の訓練しかされていないことに対しては、議会としても、それは不信感を抱かざるを得ないですよ。今後、早急にそういう対策も含めてきちっとやるというようなことがないと、こういうようなものからはどうしても住民の個人情報の重要なことにかかわる問題ですので、やっぱり役所がきちっとするというのが一番ですよ。これ、副町長どうですか。7月と9月のときに私らはびっくりしたんですね。まだ、そんだけやってもこんだけあけとんのけとかいう話やったんですけども、4月以降、人事異動も大量に行われた中で、そういうことをきちっと4月に職員に植えつけると、これが一番大事やと思うんですけども、この辺の対策が今のところできていないみたいに思うんですけども、どのような形で今後進められるのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） まずは職員全員が、そういった情報に関するセキュリティーについての認識を高めるということが、まず大事だと思いますので、先ほどからも説明しておりますように訓練あわせて研修そういったものを再度見直すなり、徹底するなり、そういったことを実行していきたいというのはひとつ思います。

もう一つは、これは私、個人的には思っているわけですけども、メールにつきましても、やはり情報はできるだけ早くという状況もあるんですけども、なかなか全員が果たしてそうしてほかとの情報につながる、そういったパソコンを全部が持つというのもいづれ考えなければいけないという気も、個人的にはいろいろ思うわけですので、そのあたりは、よほど注意をした上で開くという、そういう認識を持たないとだめだと、そういう面では少し制限というのものもあるのかもしれませんが、これは個人的にですけども。ですから、ある面で業務に使っているものとインターネットのつながるといって、遮断という1つの方法かもしれませんが、そのあたりも含めましても、今後、いろいろソフトと申しますか、個人のそういったことに関する知識、訓練、そういったことをあわせて、ハードの面につきましても両面から、今後ともセキュリティーに関しては皆さんからしっかりやっていると、そういうふうに見ただけのようなことを、今後とも引き続き努力していきたいと、こんなふうに考えますのでよろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そういう形で、早急に取り組みを強化していただきたいなというふ



うに思いますのと、メールに対する考え方をきちっと町内でまとめられて、こうしますというようなことが次回の常任委員会に報告できるようなことにしておいていただきたいと思います。これは要望しておきます。

もう一つが、先ほど費用が町内の企業さんに、民間さんに多額な費用がかかると言いましたんですけれども、その調査をしてもうとともに事務量が增大することもあるのかなど、そのことに関して。その辺の声もあわせてきちっと調査していただきたい。これも要望しておきます。

メリットなんですけれども、先ほども述べられましたですけれども、デメリット、個人情報漏えいして大変なことになりますよと、行政情報が、それに1件のマイナンバーにぶら下がっておる分が全部びゅうっと出ていきよるといような危険度と、行政的に言えばメリット、デメリットの権衡やと思うんですよ、バランスやね。だから、どっちが重たいかという話になって、きちっと住民に説明責任を果たすということですので、そのメリットとして、このほうが非常に住民の方々なり法人の方々にとっても、国民全体にとってもメリットがあるんですよということがきちっと行政から説明されない限り、なかなかそういう心配事のほうが先立ってしまうので、行政としては先ほど言われたような法定事務プラス独自事務、独自事務も今般は10事業に限定されていますけれども、これが、今後他の自治体の国への申請許可の状況なんか見ながら拡充していくということなんでしょうけれども、その辺はどうなんですか。メリットのほうが重たいということで私らに提案されているんでしょうけれども、その判断としてのメリットの部分、もう少し詳しく、国が言っておるいろんな情報では紋切り調で言っておるんやけれども、宇治田原町としてはどうなんですか。宇治田原町としての生の声を聞きたいので、そのメリットをちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 具体的な面といたしましては、先ほども申しあげましたように、町外からお越しの方々の所得状況の添付が不要になるというのが一端かと存じます。ただ、先ほども申しあげましたように、件数的にはそう多いものではないかと思えます。そういう方々の利便性というのが明らかに目に見える形での、今考えられる効果の最たるものかなというふうには理解しております。

そのほかに、メリットということでございますけれども、先ほども申しあげましたが、健康診断とか予防接種において、マイナンバーによる、そういうシステム等の管理することによって同一個人さんの健康状態等々管理していくことができるという面でのプラス、

そういう効果はあろうかと思えます。ただ、そのあたりの具体的な運用というのは、まさに今後のことですので、今こういうイメージ的なお話ししか申し上げないのは非常に申しわけないんですけども、そういうことで、今後有効活用できるのではないかとということで、今回、事務に準じたような形で挙げさせていただいておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） もう一つ、メリットとしての説得性に欠けるのかなと、今の答弁ですとね。やはり、国が数項目挙げておるほうが、まだ説得力があるみたいに、僕は思うんですよね。全体的な事務の簡素化とか災害に情報が使えるとか、個人に見合った情報が提供できますよと。税の捕捉、今まで言われたみたいなクロヨンの制度とか、トーソーの所得捕捉、これがほぼ100%に近い形の所得の捕捉ができますよと、国民のそれぞれの職業による不均衡が是正されていくんやとか、そういうようなことをきちっと言って、これが本町にとっては物すごく大きいねんやという話を説得してもらわんと、ぐあい悪いわけですよ。今、言われた我々は一貫して思っていますのが、医療と介護と保健、そういった部分の連携をきちっとつなぎとめるためにはマイナンバーを使いながら30年とか40年の長きにわたって個人の方の健康管理をずっとしていくには、それぞれ部署が違うんやから、そういうようなもんをやっていったらええの違うかというのは従前から言うてますね。何で、そしたら今回は、こういう部分の所得を申請されるについて、マイナンバーを使ってくださいという10事業しかないねやと。一番大きな私が思うのは、先ほど担当課長さんもおっしゃったような医療と健康と介護とか、そういう制度の部分で長きにわたってその情報を捕捉しながら、把握しながら、その個人に見合ったものの対応をしながら健康長寿のまちにしていくとか、こういうのものに使えたら一番ええ。だけれども、何で今回それを申請してはらへんのかと。他の自治体でそんな申請して国が許可してくれへんやんか違うて、その先鞭を切って本町はいくと、こういう課題を持っているんやからというようなことが何でできへんのかなと、こう思うんやけれども、それについてはどうですか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） まず前段といたしまして、先ほどもございますように法定事務の範囲内では一定、もう法的に利用が可能とされておるところでございます、その法的利用事務に準ずるような事務について独自利用事務が可能ですということで、今回10事務を挙げさせていただいておるところでございますが、ただ、議員ご指摘のと

おり、この10事務におきましても新たな事務的に住民さんの利便に、向上に寄与するような新たな制度の中で使おうとしているものではなくて、これまでからある中で対応の中でマイナンバーを使おうとしているところでございます。ご指摘のとおり、このマイナンバーを使いまして住民さんのいろんな利便性向上に資するようなことを、今後検討していかなければならないと考えておりますが、現在、条例挙げさせていただいているのは、現状事務をしておる部分に関する部分でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） よろしくお願ひしますと言われても、法定事務とそれに準ずるような事務というのは初めからわかってあるわけや。もう限定されて、住民から言ったらこんなもんやと。それがメリットの中に入ってきよるのかということです。先ほどのセキュリティーの分、それが漏えいしたらパニックってしまうわけや、町の行政そのものが。それと比較しても、こっちのほうがメリットが大きい、重たいですよという説得性を出すためには法定事務だけではあかんわけや。町の行政について、住民にとって非常に優位に働くというようなことを町行政が知恵を絞って、それを国に挙げていくと。おお、そしたら宇治田原町から来たんが全国版になんねやと。許可しよらへんでも構へんわけや、その段階では。そやけど、一番日本の今の課題やんか、その健康長寿というのが。それが国でも言っているように介護と医療と保健と健康との連携というのは言うておるねんやから、それが、その分を使いながらやれたら一番ええわけやんか。1つの個人カードで名寄せできたら一番ええねんや、その情報を。そういうことに何で申請ができへんのかと、今回はするなと言うておるのかね。そんなんやったら、今言っているような他の状況でも本人の同意さえあれば今までの言っている法定事務から全部できておったわけやから。そうやろ。それ以上のことがあるんですよというようなことに知恵を働かさん限りあかんの違うかと言うてきてんけれども、今の課長の答弁からやったら、その域を出えへんから、こんなもん何ぼ独自の10事業や言うたって、それはもうセキュリティーの、先ほど言っていた15%がまだ見ておるといような状況の中で、どっち重たいねんと言うたら、職員のヒューマンエラーの心配するほうが、我々議員としても住民からしてもそうやわ。その辺は、やっぱり十分考えて対応方せんと、何かなしに国が言うておるような範囲に狭めて行政遂行しておたらそれでええねやということじゃないからね。課長に言うたらそれ以上のことは出てきませんので、副町長どうですか、それは。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） まだ、町の中でいろいろ議論進めている段階ではありませんので、私自身の個人的な思いということで答弁させていただきますけれども。やはり、もともとの趣旨からいいますのは、これにつきましては公平性の問題もあれば、マイナンバーにつきましては、あるいは事務の効率性の問題がありますけれども、やはり、今おっしゃっている、これを持つことによって健康あるいは医療、健康事務ですか、医療費もそうですけれども、そういったものにつながるというのは大変いいことだと思いますから本来目指すべきもので、健康事務などにつなげていい管理だと思います。ただ、そのあたり、個人さんがそういった情報全てに一括してマイナンバーカードに入ってしまうということはどうであるかというのは別途議論はあると思いますけれども、マイナンバーの正しい使い方をした上でそういったことにつないで、今のお話も出ております健康事務につなげていく、個々のそういった医療の健全な、健全とはちょっと語弊ありますけれども、医療費、受診等につながる、そういったことにするというのは、私はマイナンバーの大きな目的の一つだと思いますので、今後は私たちとしても、そういったことも研究といいますか、勉強していきたいと、そんなふうには思っているところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 言うていますのがね、国なんか考えるのが税の徴収とか、銀行の部分で隠し財産があるの違うかとか、そういう話ですよ。そんな取られるほうばかりじゃなくてね、そういう制度をつくったときに行政側が考えやなんのは、それをきちっと補足してやらなん分はやらなん分、国からしたらそういう立場で、こういう背番号制みたいなもののナンバーを、前のときの住基カードもそうやったわ、失敗したけれども、そういうようなもので考えていきよるわけです。ただ、個々の自治体としてはそういうようなもんを使いながら返してね、それが取るほうではなくて住民にお返しできるようなシステムでお返しするというのが基本や。そこが、宇治田原町抜けてあるの違うかと僕は一貫して言うておる。だから、このことを条例挙げてくるときに、ほかの独自の制度がないかどうかというのを検討してくる、今言ったほかの自治体が申請しひんようなものを考えていくということが。それで、これ、もしどこかの市町村で、また来年度か申請していきよったら先を越されるわけです。それはそこの市町村がチャレンジしよったわけですよ。ほんなら言うていたのに、こんなんありましたさかいに、それに乗っておこうかと。これじゃ、最初にマイナンバーを利用して住民のためのシス

テムを考える、そういうことにならなかったと、結果として出てくるわけやから。行政何してんねん、そなんやったらよその周り見ておったらええんやさかい、そなんようさんの人数要らへんやないかという話になるねんや。僕がいつでも職員を充実しなさい言うているのは、そういうようなことを考える人的な措置もしてくださいよと言うてんねやから、よそ、周り見てやるんやったら、そんなもの要らへん。だから、根本のところを副町長なり、それぞれ部長なりが、今度の部長制度をつくった部長なりが必死で考えていくというのが今回の態勢であるわけよ。私らが望んでいるのは。それに応えていただくような4月以降の委員会の姿になっていかんと、前と変わらへんよ、こなんやったら。周り見て、よそが申請しよらへんさかいに国が許可してくれへんやろうて、そなんやってみやなわからへんのやから。何でもそうや。チャレンジしよったところが壁をぶち破っていつとんねんやから、それは国を動かすぐらいの知恵を絞らなあかんわ。もう一度答弁ください。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今、副議長さんおっしゃったこの指標を肝に銘じまして、私は先ほど1つの事例は、住民の皆さんに役立つという1つの思いとしてやっておりますけれども、そのほかにもいろいろ独自となりますか先進となりますかわかりませんが、その辺につきましては、今後町内の中でもよく議論し、そして住民の皆さんの意見もよく聞きながら対応していきたいと、こういうふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） もう最後にしますけれども、マイナンバーだって、最初はこういうことに限定して使いますよと言っておるのを、国のほうから預金事務をしますよ、何をしますよ、コンビニのそんなのにもしますよとかいろいろなものに膨らませていきよる。それは、これだけでは国民の納得が得られへんと、こういうようなものにも活用したら使いやすいん違うかというようなことをいろいろ考えよるわけですよ。それを、上だけ、こんな分権の時代で、国なり都道府県に考えさせてそれに従っておたらええねんというのは、時代は終わったと僕らは思っていますので、やっぱりその分は地方から声を出していきましょうという姿勢にね、きちっとなっていたきたいなということで、7月のときにまた聞きますけれども。どういう協議をして、どういうふうにされましたかというのを聞きますので、よろしくお願い致します。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。副委員長。

○副委員長（内田文夫） 今、同僚委員からいろいろあったわけですが、行政立案の重要性とかいろいろあると思うんですけども、メリット、デメリットと。ただ、一番心配するのは、この間、新聞記事、マイナンバーの不安払拭へというときに、1月以降システムが稼働しなかったと、それ、先ほど稲石委員言われたように1万余の申請に対して半数しかできなかったと。それは何だったといたら、システム自体が機能しなかった。それで、どういうことかというのをやれば、すぐ発表すべきなのに、いまだにその原因を発表しないというのは政府特有の考え方になるわけですけども、例えばJALが発券機を障害が起これば、このシステムを改良したときに、そのIDの業者が接続ミスをしたと、すぐ応じましたと。2時間後には正常に発券業務ができますというんですけども、1月に機能しなかったシステムが4月になってもまだその原因を発表しないというふうな、この記事を読んでいて、何ていう機構なんですか、自治体協同組織である機構自体にそういうプロフェッショナルがいなかったから、その失敗を改めるために4月になってから、いわゆる専門家を呼んでおると、そういうふうな形でできているときに、それも国がやっていることですから、ここでは全然言わないんだけども、例えば宇治田原町でヒューマンミスが起こって漏えいが出たと、そのとき僕は一番要望しておきたいのは、やったときにもオープンにするという、そういうのを一番に歯どめとして書き上げていただきたいというのを、それを要望したいと思います。誰でも間違うんですが、間違ったらすぐ発表する。原因は、もう2日、3日に1万足らずのまちなんですから、それはもう24時間以内には原因と責任のあり場所をやりますというぐらいやっておかないと、何も知らない住民の人はほんまに不安だけしか持っていないですよということです。要望しておきます。

○委員長（谷口重和） 要望ですね。

○副委員長（内田文夫） はい。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） 先ほどから出ているのは、提案の根拠がまだ希薄やというのが、主な今の議論の中心やと思うので、もうちょっと継続して、きちんともうちょっとこういう利用をしたいねやというところを、先ほど稲石さん言われた、そのとおりと思うので、私はもう何をどうしようがあかんとおもいますけれども、しかし、提案そのものから含めて、もっとうるふうにするべきではないかということも含めて、議案を継続したらどうですか。

○委員長（谷口重和） それはまた考えておきます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、ここで、宇治田原町議会基本条例第10条に「議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の責任のある自由な討議を中心とした運営に努める」と規定しておりますことから、議会改革の取り組みの一環として、本委員会において、初めて、試行的に実施するものとして、自由討議(委員間討議)に入りたいと思います。

自由討議につきましては、委員により申し出のありました議案第37号について行いたいと思います。

自由討議は、質疑の後討論の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものいたします。

発言者は、みずからの意見や考えを積極的にかつ丁寧に述べるとともに他の委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとします。

なお、行政当局は、発言に加わらないこととし、自由討議の間、退席しないこといたします。

また、自由討議の討議時間は、原則30分以内といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認めます。

直ちに自由討議に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。安本委員。

○委員(安本 修) 先ほどの繰り返しになると思いますがけれども、マイナンバーそのものを国民全体に付するという、個人番号をという形で、これ、法的に管理していこうという、こういう趣旨で法律化されたものですがけれども、そういう意味では、このマイナンバーを拡大すればするほど、そういうセキュリティー面での危険が大変伴うというふうに思うわけです。セキュリティーの対応はほんまに万全なんかと言え、どこまでいったか万全というのは言えないというのが残念ながら今の現状です。あちこちでそういう事故が発生している中で、一番不利益こうむるのが住民なので、そういう点で、これそのものは、当然私は廃止すべきやと思うんですがけれども、法律で決まったからということで提案もされてきているんですがけれども、町としても住民のためにどうなんやと

いうところを最低押さえて、少なくとも住民が不利益こうむらないような形で、これ以上拡大するのはどうかというふうに思いますので、その点、私は反対をしたいというふうに思っています。

それともう一つは、システムづくり。先ほどもいろいろ訓練もされていますけれども、これも職員もほんまに大変やと思いますし、当然企業も工業団地でのアンケートが先ほど報告されましたけれども、一般のほんまに小さい企業も含めて、これはシステムづくりをせなあかんということで、これ誰が負担すんねやといえ、当然企業が負担せんなんということですし、当然そういう企業の管理に任されてしまうというようなことが当然考えられますので、そういう点から言っても、事務量もそうですけれども、ほんまにデメリットしかないというように私は思うわけです。そういう点で、この議案そのものを、私も継続と言いましたけれども、今でさえ、この内容からしても継続せんならんぐらいのことなので、私自身は、この条例案には反対をしたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。副委員長。

○副委員長（内田文夫） 安本委員、そのご意見なんですけれども、私思うんですけども、もうこれ法律で決まって現実にもう運営されているわけです、システムとして。その目的というのは世界最先端のIT国家をつくるという大前提があるわけです。それが、実際動いているときに、じゃあ、宇治田原だけがここからしばらくどいておきますよというのは、まず不可能です。だから僕が思うのは、そういうことを頭に入れば、先ほど来、いろいろ議論されて、稲石委員なんかは実態としてはこういうことをやるべきやと、ほかの町、隣はどうなんだなんていうことを考えている、だからあかんのやと、それもよくわかります。だから、そこらあたりにいかに私たちがどうしたらいいかというのは議論集中するのはいいのはいいんですけども、これはもう認めないというようなことは、まず最初に話にならんと私は思うんです。そこで、先ほども私が言ったように、例えば行政というか、そのシステム、どんなものに入れていくか、あるいはどういうふうによりを認めるか、デメリットとメリットをやってメリットの多いほうに持っていくかという議論はやればいと思うんです。どういうふうに進めていって、ただ、私が最後に要望したように失敗はありますよ、100%漏えいがしないなんていうことは考えられないです。だから、もし漏えいしたときには民間並みにすぐやってくれよということが一番やと、そういうふうに思うわけです。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） これも行政当局にも確認しましたですけども、メリットとデメリ



ットの重たいと軽さ、どっちがどうなんやという、行政が判断するのは、住民が判断したりするのはそれしかないので、それで危なかったら、やっぱりそれは実施すべきでないですし、そのためにセキュリティーの問題については、かなり強固なシステムを構築していった、ああいうITの部分については日進月歩みたいな形になっていますので、日々その目標に近づけるべき万全なシステムを構築すると、これが最低の条件でございます。

先ほども言いましたように、どこまでいったって100%というのはございませんので、99%だったら1%はどうするんやという話になるので。その折に、その1%の部分を心配し続けるのか、やはりメリットとして住民の申請、福祉に対したり、いろんな社会保障に対する申請の分が簡便化になって、3回行くところが1回で終わるんですよとか、災害のときでも要援護の方々の情報がこういうふうになりますとか、災害減免の部分で申請来はったらこうなるんですよとか、そういうようなことをきちっと言って、どっちが重たいかいうのを判断すると。行政も判断されますし、住民も、議会もそういうようなことをやっていくと。それで、そういうことを訴えていくことが大事なので。今般の部分で言えば、私はまだ不十分やと思うていますけれども、このことが条例の中に10項目が独自分として入っていくことについては最小限の部分として、これに反対するというような意味合いもないので、もっと拡大してくださいと言っているだけけれども、そこに知恵を出してくださいよと。ただ、この条例が出てきた部分について、この項目はだめやないかとか、そういう話には今回はならないのかなと、このことについては独自分として簡略化されるということには間違いないので、この部分については、私は了解するので、今後の部分について職員のセキュリティーに対する訓練なり、それをもっときちっとやっておかないと1回やってこれでいいですわということにはならないですよ、これ。しょっちゅうやって、ほんまに職員が何回やったってゼロ%やと、めくるのが。それぐらいにせんと、1人でもおったら、そんなもの全然だめなわけや。今言っている国がつくったシステムの99%の1%と、また意味が違うねん、これ。130人いる職員のうちの1人がやったら、それは限りなく漏えいしていくということや、僕らから言うたら。あなたは130分の1と思っってはるか知らんけれども、僕からしたら、それはもう、全国民からしたら、物すごい確率であなたところは漏えいする自治体なんですということや。そこを認識してきちっとやってもらわんならんと。それさえきちっとやってもらえたら、継続して議会が言っているんですから、その部分について、どうしても人がするものですから、そういうヒューマンエラーも発生しますけれど

も、それは10年に一遍とか、そういう分に限りなく縮めていかならんわけですよ、そういう緊張感が今のところないので、そのことだけは指摘しておいて、私としては、10事業というのは、範囲は狭められていますけれども、この分については反対するというような気持ちはございませんので。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。安本委員。稲石委員と内田委員について、その後の意見はありませんか。

○委員（安本 修） 私は、やっぱりIT化をしていこうという動き、世界的にもあるというのはわかるんですけども、ただ、そのために住民が不利益こうむるようなことでは、今言われましたけれども、100%ではないというのは。それ100%じゃなかったら、やるべきではないというふうに思います。だから、やり方いろいろ考えたらええと思うんですけども。自主防災でもそうですわ、防災で要援護者の方々を把握するような問題は、別にマイナンバーなんか関係なしに、それぞれ地域の住民で頑張ろうということで、これまでも自主防災会を中心に頑張っておられますわ。それをどう広めていこうというのが趣旨なので、別にマイナンバーがどうのこうのというのは関係ないと私は思っているので、そこは地域の方々にどう把握していくかというのは大事なので。番号をどうこうというのについては、そういうデメリットはもう万全にはできないということなので、そこはやっぱりそういうふうに判断すべきだと思うし、今回少ないか知らんけれども拡大をするということについては反対だということで、私の意見はそうなんですけれども。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 先ほど、当局とのやりとりの中で継続審査にしたらどうですかというような意見も出たんですけども、自由討議の中で反対は反対やったら、それは継続審査部分と意味が違うので、それだけははっきりしておいていただいて、どっちを、今自由討議の中で主張されるのは、自分の意見としては言っておいていただきたいなと思います。いかがですか。

○委員長（谷口重和） 安本委員どうですか。

○委員（安本 修） 継続と言ったのは、みんながまだもうちょっと継続してやろうという意見があるんやったら私も継続に賛成しますし、そんな誰も、そんなん継続で、採決されると思うので。

○委員長（谷口重和） はいはい、わかりました。

○委員（安本 修） そこは別にこだわっていないです。

○委員長（谷口重和） はい、またこっちで判断します。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、一応試行的ですので、これにて自由討議を終わります。

それでは、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。議案第37号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） 先ほどからの話の継続になると思いますが、マイナンバーそのものが、やはり住民にとってはセキュリティーができない限り、これは活用すべきではないと。できない限りというのは、100%セキュリティーやるのは難しいというふうに思う点が1つです。

それからもう一つは、システムづくりについてはかなり負担があり、特に町の職員についても心労も含めて負担がふえるという、事務量がふえるという点からしても、これはこういう形で、今回の条例の中で提案されていますように拡大はすべきではないという点からしても、今回の条例制定については反対いたします。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 賛成多数。よって議案第37号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、企画財政課所管の平成28年度公共事業等の執行予定（上半期）について説明を求めます。奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 続きます、私のほうから所管事項報告といたしまして、平成28年度公共事業等の執行予定（上半期）につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

横長の1枚目の分をお開きください。これでさせていただいております、縦軸に普通会計、普通会計以外の会計、合計。横軸に予算に対する支出の契約予定額、支出予定額、そして、一番右が契約予定率、支出予定額の率ということにさせていただいております。

現在の予算計上に6月補正までの予算補正計上に対するそれぞれの比率でございますが、まず1行目、普通会計の(1)普通建設事業（現年）に関しましては、予算計上額が5億9,732万円に対しまして、中ほどの4月から9月上半期までの契約予定額といたしまして3億4,901万6,000円、従いまして、契約予定率といたしましては58.4%。ちなみに、下に括弧書きでございますが、その括弧書きはそれぞれの昨年同時期にご説明申し上げました予定率を書かせていただいております。同じく、支出予定額といたしましては、上半期で6,563万3,000円ということで、支出予定額の率が11%となっております。

続きます、(2)の普通建設事業の繰り越し事業でございます。予算計上額が7,146万2,000円、昨年度繰り越しをお願いいたしました地方創生加速化交付金の費用ですとか、町路線改良事業費等が含まれておる分でございますけれども、これに対する上半期の契約予定額が4,749万8,000円、率で言いますと66.5%、支出予定は3,689万8,000円、率で51.6%。

なお、繰り越しの災害復旧事業は今年度はございませんが、参考に昨年度の率だけを計上させていただいております。

それから、2番目の普通会計以外の会計といたしまして、予算計上額が5億3,778万6,000円に対しまして、上半期の契約予定額が3億9,280万円、率といたしまして73%、支出予定は9,901万円ということで、18.4%の支出率。

合計いたしまして、予算計上額が12億656万8,000円に対しまして、契約予定額が7億8,931万4,000円ということで率にいたしまして65.4%、支出予定額が2億154万1,000円ということで16.7%の予定を見込んでおります。

ちなみに、一番下の括弧にございますように昨年度67.7%、9.3%とございま

すように、ほぼ昨年に近い数字にはなっていないかと思いますが、現時点の予定といたしましては以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これも国のほうが、既に景気対策も含めまして上半期80%の公共事業を実施予定やというような覚悟を決めたというのが報道にございました。前倒して80%やると、どうしても下半期景気が鈍ってしまうので、その分については年度途中で補正予算対応するのやと、こういう話になっておったんやけれども、うちのほうも何とか国に呼応する形での80%というのが目標ではないですかという指摘はしておいたんですけれども、これについて15%ほど落ちておるんやけれども、この辺の要因としては用地買収とかその辺が入っておるのか、その辺の要因だけ。普通建設、普通会計以外やったら下水道のことがあるんでいいんですけれども、普通会計の現年でこれがちょっと鈍っておるのは、どういう状況かというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 大きな要因といたしまして、山手線等の用地につきましては、今年度に関しましては、基本的に上半期に契約できる見込みということで挙げさせていただいております。

逆に、マイナス要因の大きなものといたしまして、当初予算にも計上させていただきました地域密着型特別養護老人ホームの設置助成事業というのがあったかと存じます。これが補助金等は普通建設事業に分類されるものでございまして、この予算額が1億5,778万8,000円を計上させていただいております。したがって、これを予算計上額には計上させていただいておるところではございますが、契約予定額、できるだけ各種協議等、関係者さんとの協議を詰めたく前倒ししたいとは考えておりますが、現時点では上半期に計上させていただいておりません。したがって、ちなみにこの1億5,700幾らを除外させていただきますと、普通建設の現年で申し上げますと79.4%になりますので、国が言っております約8割に近づくのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○委員（稲石義一） 了解です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑は終了いたします。

次に、税住民課所管の町税徴収実績について説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、平成27年度町税徴収実績表につきましてご説明をさせていただきます。

横長の平成27年度町税徴収実績表をごらんください。

1ページ目から、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、町税合計の順になっております。各ページにおいて、上段には平成26年度の徴収実績、決算数値を掲載し、以下、平成27年度の四半期ごとの徴収実績を。そして、最下段には平成27年度決算速報値となります平成28年5月末現在の数値を掲載させていただいております。

今回は、各税目の決算速報値につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページは町民税でございます。

収入済額は、いずれの項目も予算額を上回っております。

徴収率につきましては、全て前年を上回っており、現年度分で前年対比0.1%増の98.88%、滞納繰越分で前年対比7%増の42.59%となっているところでございます。

2ページ目は固定資産税でございます。

収入済額は、予算額を上回っておりまして、徴収率につきましても、現年度分で前年対比0.2%増、99.3%、滞納繰越分で前年対比3.7%増の31.8%となっているところでございます。

3ページ目は軽自動車税でございます。

収入済額は、いずれも予算額を上回っており、徴収率につきましても、現年度分で前年対比0.5%増の99.02%、滞納繰越分で前年対比3.8%増の36.11%となっております。

4ページ目はたばこ税でございます。

収入済額は、予算額を若干下回りましたものの、徴収率は100%でございます。

5ページ目は町税合計でございます。

収入済額は現年度分、滞納繰越分とも予算額を上回っております。

徴収率につきましては、現年度分で前年対比0.1%増の99.16%、滞納繰越分で前年対比5.1%増の36.42%、合計で前年対比0.6%増の97.14%となっているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 全体として26年度と27年度、合計のところを見ますとそこそこ  
税収も好調やったなというのは、法人税も含めまして全体的に伸びてきておると。  
15億5,900万円ですか、26年度がね。こっちが速報値としては15億  
6,700万。現年で滞納が1,920万、トータルしますと15億8,600万です  
ので、若干前年度よりも伸びたということになっています。

ちょっと気になりますのが、右側の不納欠損額とありますね。これは徴収に関するい  
ろんな要件があって、もう取れないなということの中で滞納の部分から落としてしまっ  
て、不納欠損額として処分するということなので、これが26年度360万あったやつ  
が250万と不納欠損額は減っているんですけども、この内容について、もうこれは  
納めやらへんだ人を、居どころがわからないとか、財産がなくなったとか、そういうよ  
うなことで、もう取れないですよということにしたり、5年たって時効で債務が消滅し  
てしまいますというような内容のやつなんだけれども、これが大きくなればなるほど残  
念なことになるので、納税者の部分からしたら、納めやらへん人が時効で消滅してしま  
いますということになりますんでね、こういうようなことはできるだけ金額は小さいほ  
うが住民の税に対する不公平感がなくなるということになりますので、こういった部分  
についてどういう状況なのか、どういう区分の部分で消滅したのかというのを、ちょっ  
と説明してもらえますやろうか。

○委員長（谷口重和） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） まず、27年度の不納欠損でございますが、地方税法の  
第15条の7第1項第1号の財産なしで、まず29件、76万6,879円、それから  
生活困窮が18件、64万4,284円、それから所在不明が16件、78万  
6,854円、それから本人死亡が10万6,000円、それから第18条第1項5年  
の消滅時効でございますが、これは17件の22万1,369円です。

それと、26年度の不納欠損でございますが、第15条の7の第1項第1号の財産な  
しが23件の114万855円、それから2号の生活困窮が3件の7万964円、それ  
から第5項の本人死亡が6件の6,000円、それから消滅時効が60件の245万  
999円となっております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そう言いますと、26年度の5年で消滅したのが60件で240万、  
5年間逃げ通したら税金納めやんでも消滅ですよというのが税法上の消滅やな、5年間  
で。これはまだ、宇治田原町に居所不明であるとかで落としてへんのやから、宇治田原

町にまだ住んでおられて5年たったんやというようなことが多いやろというふうに思うんやけれども。そういうようなことはできるだけないように、分納でもして納めてもらうとか、そういう形でしないと、5年逃げおしたら税金がチャラになりますよということをおふやすと、やはり不公平感が募りよるんで、それが27年度は60件が17件に減って、金額も10分の1ぐらいになっておるから、こういう傾向で今後も取り組んでいただきたいなど、このように思います。できるだけ不納欠損額は小さいほうがええんやと。分納でもええから納めてもらうというスタンスで、税機構のほうになるんだと思いますけれども、その辺は自治体としては声を上げていくということ。

そこでお聞きしたのが、徴収率が非常にアップして、全体的に97になったのか、これ。全部でね。通常の部分で言えば99%ぐらいの徴収率になっておるので、非常に高い徴収率やなというふうに思うんです。これも交付税の制度から言うたら、標準の交付税の徴収率、これよりも低いところは、これからペナルティーを科しますよというような交付税の算定の制度に移っていくというのは、この前知事の研修に参加したら、知事がそんなことを言っただけだったので。それで、宇治田原の場合は97.5の標準のところよりも、これ、高いから、高いところはペナルティーを食らわへんという制度なんやね。徴収率が低いところは低いなりの部分で今後対応しますよということになるので、を補足するのに高いやつで補足するので。だから、その辺も含めて宇治田原町の場合は徴収率が高いのでその交付税制度の中でも、やはりペナルティーを食らわへん有利な団体でいられるので、これをもう少し維持しながらアップしていくというようなことも、ぜひこの議論の中でも主張していただきたいなど、このように思います。

そこでお聞きしたいのが、26と27年度の税機構が滞納者に対して差し押さえした件数を担当課として把握してはるのかどうか、まず把握してはったらその件数を教えていただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） 交付要求で競売の分が3件、それから差し押さえ債権の分が45件、内訳でございますが、預金が23件、それから郵便貯金が12件、給与が2件、生命保険が5件、出資金持ち分が3件、それから不動産の差し押さえが2件、計50件で、収納額で190万6,372円になっております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 聞いてへんことまで答えてくれはったんで。

競売が何件あったんやというのも聞きたかったんやけれども。競売が3件ということ



に。それ、26と27年度、それぞれごとにちょっと教えてほしい。今のは27年度やな。

○税住民課長（長谷川みどり） 27です。

○委員（稲石義一） 26はどうなる。

○委員長（谷口重和） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） 26年が交付要求競売が1件、それから差し押さえの債権が57件、内訳が給与1件、国税還付金が3件、出資金持ち分が2件、生命保険が3件、損害保険が1件、年金が1件、郵便貯金が14件、それから預金が32件、不動産が2件、収納額が332万2,385円でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） まあまあそういう状況で、本町にある場合なかなか差し押さえとか競売が手続上、知識としてもそういうようなものが職員の中になくて、知っている隣の滞納者に対して差し押さえとか競売とかはなかなかできにくいので、税機構に行ったのかなと思ったりするんやけれども、その中でも、年金を差し押さえするとか、その辺も担当課としては税機構のほうに確認しながら、中身によって給与やったら給与で、これは何分の1を差し押さえできるというのは決まっているから、そんな10%とか20%とかできへんのですよね、これ。だから、そういうようなものもしながら生活を費やすようなことにね、税金というのは、納税というのは国民の義務だから、ただ、そうだと言っても生活を困窮におとしめるようなことはできませんので。だから、年金とか言っているような給与とか、この辺についてはどういう状況なのかは把握して聞いておいていただきたいなど。特に、情報として仕入れてはんのやったら、年金についてとさっき出てきましたけれども、これはどういう状況やった、聞きはりました。

○委員長（谷口重和） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） すみません。実はこの資料、きのう税機構の所長さんからいただいたところで、ちょっとまだ具体的には聞いておりませんので、後日聞かせていただきます。以上でございます。

○委員（稲石義一） はい、結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、町民税賦課状況について説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、平成28年度個人町民税当初賦課状況につきましてご説明させていただきます。

平成28年度個人町民税当初賦課状況についての資料をごらんください。

個人町民税は、均等割と所得割からなっておりまして、原則28年1月1日現在宇治田原町に住所がある方に課税されます。また、町民税には2つの徴収方法がありまして、事業所が町民税の年税額を12分の1ずつ給料から預かって、預かった翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ納付する特別徴収と、給料を介さず自分自身で年4回、4分の1ずつを納める方法があります。

それでは、町民税（特別徴収分）調定額の1番の比較をごらんください。

5月11日に賦課決定送付いたしました。当初賦課時点では、前年比較では特別徴収の事業所、特別徴収対象者が増加しており、特別徴収の推進がわずかながら図られたこととなりました。

調定額につきましては、増加率が0.1%とほぼ前年度と同水準で推移しており、予算積算時には給与の所得をプラス0.1%と見込んだことから鑑みますと、特徴賦課時点では若干不足している現状でございます。

次に、普通徴収も合わせた町民税（全体）調定額の比較をごらんください。

6月7日に賦課決定いたしました。前年度と比較いたしまして、均等割、所得割についても上回る結果となっております。

また、右端、予算対比につきましても、当初賦課時点では均等割が1.7%、所得割が1.2%と、ともに予算額を上回っております。

なお、この下の過年度新規分とか退職所得分につきましては、今後の異動により順次、調定が増加していく性格の賦課区分であるため、現時点での予算対比では大きな乖離があります。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これは、納税義務者がふえて全体の調定額も上がっておるんやけれども、サンプルでぽんぽんととったときに個人の所得というのは景気を反映させて伸びてあるのか、賃金というのは伸びでへんねんやというのが国の統計でも出ておるんやけれども。思ったほど、春闘やらの部分でも出ていないので。28年度の部分で言えば、個人の所得、サンプルでとったら伸びておったのか、どうなんですか。これ、納税義務者が3.何%特徴でふえておって、調定で言うたら特徴分で0.1%ということになる

んで、その比率から言ったら納税義務者はふえたけれども、全体の調定額を掛け合わせたら1人当たりの所得は落ちておるん違うかなと思うんやけれども、その辺はどういう説明をしていただけるんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） 申しわけございません。それまでは分析をしておりますが、おっしゃるように所得割については金額は上がっておりますけれども、義務者数が人数も上がっていることからすると、そのあたりかもわかりませんが、ちょっときちっと分析はしておりません。以上でございます。申しわけございません。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） まあ、いいです。その辺はきちっとこういう場に出てくるときには分析をきちっとして、高額の所得の方と中間層とそれ以外の方々についてやはりきちっと3つぐらいの区分に分けてね、どの層がどうなってあんねんやというのを、やっぱりきちっと報告できるようにまで担当課としてはしておいてください。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局ございませんか。清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは、4月21日の常任委員会のほうで説明不足の件がございましたので、3点ほど、資料はないんですけれども説明のほうさせていただきたいと存じます。

まず、選挙の関係でございます。選挙の関係で、啓発のほう、4月の常任委員会でも説明しましたように、18歳以上の方が選挙権を有することになったというところでの選挙の啓発の関係でございます。

啓発につきましては4点ほど考えておりまして、まず1点目としましては、近年、年齢別投票状況を把握するというので、1投票区について年齢別の投票状況を把握したところでございますけれども、参議院議員、通常選挙からは、その投票状況、さらに細かく分析しまして、どの年齢でどれだけの投票率があるかということをも十分把握した中で、ターゲット年齢というものを分析の中で決定しまして、投票率が低いと思われる方

につきまして、例えば個別に通知するなどして啓発してまいりたいと思っております。

2点目につきましては、本町におきましては、多世代同居率が非常に高いと、府内でも1位、2位争うような同居率となっております。そういった意味から、例えばコンビニでありますとかスーパーでありますとか、集客が見込まれる施設において選挙活動、選挙啓発活動を行っていききたいというふうに考えておるのが2点目でございます。

3点目には、教育委員会、小・中学校と十分協議する中となりますけれども、夏休みの課題となっております選挙ポスター、これにつきまして、今まではやってこなかったんですけども、選挙管理委員長表彰というようなものを設けて、小・中学校で発表でありますとか掲示、提示のほうをしていただいで啓発していききたいというふうに考えております。

4点目には、町内を走っております路線バスの利用者等に対しましての啓発チラシの配布等を考えているところでございます。

以上が、きのう選挙管理委員会があったわけでございますけれども、委員さんの中からもご意見をお伺いする中で、こういった啓発があるのではないかとのご意見もいただく中で、今後投票率の向上に向けて啓発をしてまいりたいと考えております。

2点目が、人事評価の関係でございます。人事評価制度運用支援ということで、現在、事業を今年度進めるということでやっておりますけれども、この中身としましては、研修、適正化会議というのが1点目にありまして、今までからやっておりました人事評価制度の運用におきます各段階におきまして研修のほうを実施する。また、それに伴いまして適正化会議の実施も行っていきたい。制度の見直しでありますとか、活用方針の策定を検討委員会で実施していききたいというふうに考えております。

それと、2点目には、人事評価の結果の活用といたしまして、具体的に結果を活用した場合のシミュレーション、それから処遇に関係してくるところでございますけれども、承認昇格でありますとか、勤勉手当でありますとか、昇給といったところに対する想定される活用方針のシミュレーションを考えておるところでございます。

3点目には、活用方針の策定案の作成といたしまして、人事評価結果の活用に向けまして検討委員会の開催、人事評価結果の活用方針でありますとか、処遇反映の方針を策定していききたいというふうに考えております。そういった中で、現人事評価結果が活用できる水準に達しているのか、あるいは活用するための制度を見直す必要はないのか、あるいはどのようなスケジュールで実際活用していくのかといったことを委託の中でアドバイスを受ける中で、人事評価制度の運営支援事業を進めてまいりたいというふ

うに考えておるところでございます。

すみません。3点目でございます。3点目には、生活道路における安全対策でございます。以前から常任委員会の中でも議題としてお諮りをいただいていた中でございますけれども、郷之口湯屋谷線、贄田から工業団地へ抜ける道路につきましての車両の30キロ規制でございます。こちらの30キロ規制につきましては、路面表示のほかに物理的にも道路幅員を狭める施工が必要であるということを公安委員会のほうから回答があったということで、2月の常任委員会にも説明をさせていただいたところでございます。

今年度に入りましてから、立川の区長さん、また荒木の区長さんもかわられたことから、本年の4月に立川新区長さん、西山区長さんのほうに再度地元の意向について確認をさせていただきました。区長一存では決められないということもございまして、今月の11日に役員会を開催され話し合いをされたところでございます。その中での話につきましては、道路への表示でありますとかグリーンベルト、あるいは交差点のカラー塗装などで対応できないかということの話が役員会のほうで出ていたということをお聞きしております。

その中で、道路にハンプ、道にがたがたとなるハンプですね、を設けることについては、少し慎重な意見が出ていたということをお聞きしております。6月11日での会議ではそういう話でございましたけれども、以前から3区から要望のありました30キロ規制の話もありますので、再度6月25日土曜日に立川区で役員会がございまして、こちらには町の職員も出席をさせていただきまして、30キロ規制の問題につきまして、話を詰めていきたいというふうにお聞きしております。

町といたしましては、郷之口、荒木、立川の3区から要望を受けた中で、公安委員会に要望しているということもございまして、再度3区から意見をお聞きする中で、総合的に判断していきたいという段階でございます。報告としては以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 順番に3つ。これ、4月の常任委員会で、私が引き継ぎも含めてどうなっとなのやと聞いたら、よう答えられへんだやつについて積み残しているもので、これはきちっとした報告として、本当は報告事項その他ではなくて、きちっとした項目として挙げてもらわな問題だったんですよ、これ。それが、どういう手違いか知らんけれども、その他の欄で報告があるということなので、1つずつ聞かせてもらおうと思います。

まず、18歳の投票の件でございますけれども、一般質問の中でもこのことは議論されておったんですけれども、今言われたような4つの対応策をやっていくと、これはもう参議院選もありますので、早急に取り組むべきものと、きちっとその後、町議選とか町長選挙もございますので、それまでも遺漏なくやっていただかん部分もございません。

1つは、18歳の部分なんですけれども、最近、近隣の市町でもいろんな取り組みがされていまして、ただ、本町には高校がございませんので、高校生を対象に高校で模擬投票やるとか、そんなのできへんので、ちょっと頭を悩ますところなんですけれども、その辺も含めて対策を講じやんな。

4つ目のバスの利用者に対するというのは、特に通学の時間帯を見計らって、バスに乗り込んで高校生の人に啓発のパンフなんかを配布したり、そういうようなことも一つの有効な手だてだと思いますので、その辺は十分なお知恵を、創意工夫を施してほしいなというふうに思います。これは要望でございますので。参議院選にはもうすぐ入ってしまうので、なかなか対応策、先ほどの個別に通知するというのも一つのインパクトがあるのかなというふうに思ったりしますので、それは継続してやっていただきたいなというふうに思います。

次の、人材育成計画についての人事評価システム、これについても2年前から順次着手するというようなことですねんけれども、勤務評定なり目標管理のシステムについて、どうふうに有効な手だてとして評価して、今後継続して、人材育成とそういう処遇に反映させるかというところが問題なんですけれども、その部分を町内の検討委員会とかできちっと議論して、今までやってきた部分の課題とか、そういうようなものを人事当局できちっと分析しながら評価して、今までのシステムを変えていくとか。これ、いつものやり方は、ちょっとやり出したらコンサルに頼んで丸投げでやっていただくと、それじゃコンサル、いつもお聞きしていますとぎょうせいに頼むんやて、ぎょうせいってこういうやつの行政関係で言えばプロですよ。それで、宇治田原町のレベルが、その勤務評定も含めてそういうシステムが、ぎょうせいがやって全国の自治体、政令市から特例市からそういう20万とか、そういうようなものを対象にコンサルティングをやっておるようなところが1万人のこういう行政の、これから緒につくようなところのコンサル業務委託しても、あなた方がそのレベルになかったら、足元を見られて単なるお金を払うだけで何の身にもつかないようなシステムがおりてくるということになるので。そんなん自前でやったほうが何ぼためになるかわからへんいうのを4月のときに言うてお

いたら、それについては、まだ十分な引き継ぎもできておりませんのでということだったので、今3つに分けて報告がありましたので。それをね、私が言うのは、そういうようなことをきちっと行政内部でやって、評価して、このシステムを。それで、どうしようかというようなことが町内で合意形成が図られたら、そしたら問題点が浮き彫りになるので、コンサルに来ていただいて、ここまでうちはやっているんですけど、こういうことを4月に言うておったやん。だから、そういうことをするんで、3つの段階の部分を整理するんで、とりあえず先にコンサルの委託業務契約をさせてください、これはあかんで。僕が言っているのは、そういうようなことをきちっと行政内部で汗かいて詰めてからお金を支出しやんと。ただではないんやから、コンサル委託料がそういう検討委員会の書記程度でおさまんねやったら別にええけれども、それ以外のものを取りよるから。だから、やっぱりそういうことを行政内部で整理してから契約してはどうですかというようなことを4月に言いたかったんだけど、そこまでいっていなかったんで、3つの段階を、今詰めてきはったので、さらに言わせてもろうたら、その部分をきちっとしてから、まとめの部分も含めて、アドバイスの部分も半年かけてそういうようなことをやったら、これぐらいの3つのことやったら、そんなもん2カ月、3カ月あったらぎょうせいやったらまとめてくれよ。僕はそのほうがええんと違うかというのが自論ですよ。それについてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ただいま、副議長さんのご質問というかご意見にご答弁させていただきます。

副議長おっしゃられたことは最もなことであろうかと思っております。課内でも人事評価制度の運用のあり方を十分、今も議論しているところでございまして、決してコンサルのほうに丸投げして言われるがままに、その業務を進めていこうという思いはございません。むしろ、十分議論を闘わせるぐらいの意気込みで、町としての考え方も整理する中で、何が一番職員にとっていいのかということも含めまして、先ほども言っていたかもしれませんが、町内の中で検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そやから3つの段階のことをきちっと町内で整理してから発注するというふうに理解しておいてよろしいですね。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課長（清水 清） はい、それで結構でございます。

○委員（稲石義一） 2つ目のやつはそれで結構です。

3つ目の立川区域の30キロ規制についてです。

これも4月のときに聞いて、2月の常任委員会でこういうことになっておったんやけれども、立川区ではどういう意見調整を地元へ持って帰られてされたのですかと言うたら、そのことの情報については存じ上げないということだったので、きょうまで送ってあったわけなんやけれども。わかりました。一応、2月の段階で旧の区長さんにちゃんと伝えて、そういうようなことをやっておいてくださいよという意味で言うておってんけれども、それが引き継ぎも含めてできておらなかったんで、6月に入って第1回目の立川区の役員会で意見調整がされたと。それで、住民の方を巻き込んでどうなるのかというようなことは、行政と立川区でやられたらいいんですけども、もともとは区長さんとかかわりもあります。議会からもいろいろ要望させていただいて警察通じて公安まで行って、1年の間にきちっと整理がされてきているので、公安のほうに、やっぱり返さんなんのですよね。それで、その構造物が絶対条件になっておるんやったら、構造物をつくるについて、地元の賛同なり同意が得られなかったらどうするんですかと。それでもやっぱり声としては残るんやから、さまざまな立川区の住民の人たちとか子どもたちの通学の安全を確保するためにはどうしたらいいかと。これは町としては判断せんなんですよ。地元のことでなかったらできへんですよ。公安まで行って整理した部分については、町としてどうするんねや、それは議会からも要望した部分なので、議会ともきちっと話せんなんですよ。そういうスタンスで、きちっと今後対応してもらうのと、この分ができへんから、この前の安全対策の部分で建設課から報告を受けたのは、グリーンベルトとかカラー舗装とか、その分をしようと思っていますねん言うけれども、それはあかんで。この部分をきちっと整理してから、次の段階の安全対策の部分とは、30キロ規制とは違う話やねんから。それはきちっと切り分けて総務課が整理してもらってやってもらわないと。30キロ規制は公安に返さんなんねやからね、返事を。それを整理して、なおかつ3区との調整も含めて安全対策は、それができへんたら事前の策としてどうするのかとかいうのも、きちっと整理しとかんと。そのための役割は総務課にあるんやで。その辺について、意見をちょっともらっておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 失礼いたします。

この30キロ規制につきましては、ただいま副議長のほうがおっしゃりました内容に



つきまして、既に、区長のほうへ30キロと安全対策とは切り離して考えたいというお話をさせていただいています。3区から、また町から、また議会からのご要望等にあつて30キロ規制という形を公安のほうまでお願いに上がっておる内容もございまして、一定、これについて3区の内容のまとめ、また町として3区から要望が出ておるのを受けて要望をさせていただいている内容の整理、また議会との整理をさせていただく中で、それにかわるものが最終的に安全対策になってこようかと思えますけれども、一つ一つ手順を踏みながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 先ほど、意見、その他の分、何かないかというお話だったので、今のやつを3つとも報告してほしかつたので、議会の私のその他の欄で言わせてもらうのが後になつたんですけれども、ここでちょっとやりたいと思ひます。

これは、この前の土曜日に文化センターでございましてインターンシップのセミナーについて。これは、茶ッピー未来基金が実施した町内の企業さんを対象にインターンシップをお願いすると。高校生、大学生を対象に2週間から1カ月ほど、夏休みとかそういうような期間にインターンシップで働きながらという研修を受けて、就職のいろんなノウハウを勉強するというようなことがあつて、私はそこから呼びかけあつて宇治田原町が後援しているという、今年度の事業について。これは前から産業のほうにも何回か言うておつてんけれども、この第5次総計とか、地方創生の考え方からいうても、この基本目標と全体方針の中に、まちの活力の中に、まちに若者を呼び込み働く場を確保するというのが、一番最初に出てきよる。この部分について、労働問題、いろんな問題というのは、都道府県の責務になつておるんやけれども、こういう人口減少の中では、そんなん言うてられへんと。だから労働問題についても、かんでいって、町長の公約やらにも雇用というのが出てきよるんやから、そういう若者に対するいろんな就職の講座をシリーズでやるとか、そんなもんせえとか言つて何回も言うてんねんけれども、手つかずのまま今まで来ておつて、第5次総計がこれやと。その中に、第1のところに出てきよるねんね。若者を呼び込み働く場を確保する。それで、なおかつ私が言つているのは、町内の若者をここで雇用でつなぎとめて出ていかんようにしてくださいというのは、その前にあるわけや。よそから入つてきてもらうよりも、ここで働く場を確保してつて、そういうようなものやつてくださいよと言つているのに、これが、そういう基金がしよつて、町が応援している。僕は、これ順序逆さま違ふかいなと、こう思つておる。先ほど、何回も言うんやけれども、宇治田原町の行政というのは2番目とか3番目とか後

ろからついていくというのを長いことやってきよったからこないなってもうたん違うかと何回も言うてんねんけれどもね。だから、率先してこんなこと決めんねやったら、当初予算でこういうことしますよとかいうようなものがあらんねんけれども、その分は地方創生の交付金を使いながらやっていくんやとか何や言うから、補正でもやるのかなと思ったら、これ、補正じゃなくて、もうこれにおんぶにだっこで今年度これにしておこうか。4年のうちの地方創生の、もう1年が何もなしで若者を呼び込むねん言うたって何もあらへん。そういうなんを企画が知恵を絞って、どうやるんやと。基金がやるんだったら協賛にしようかとか、いろいろあるはずや。それで、6月で補正でもして、9月以降は講座だけでもシリーズでできるわ。そういうようなことについて、やはり本当にやる気があるのか、こういうやつ。僕はもう今までの第4次総計やら絵に描いた餅で終わらしたん違うかと言って批判もしてきたけれども、今度からは実践してやと言っているんやから、それについて担当課の意見聞きたいんです。これから産業は、また後から、昼から聞くけれども。今のところは企画が大もとやから、企画に聞いておきます。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ただいまの件でございますが、先般、茶ッピー未来基金の主催によりまして開催いただいた際に、町といたしましても総合計画ですとか、地方創生総合戦略に関する思いという形で私もお話しをさせていただいたところでございますが、議員ご指摘のとおり、総合計画等に基づくならばそもそも町が率先してこういうことをやるべきではないかということは、重々私どもも思っておるところでございます。ただ、まだ具体的に進めるに当たりまして、何度か茶ッピー基金側ともお話もさせていただいたんですけれども、なかなか、またいろんな課題も多い中、すぐ町として主体的にさせていただくことが今回できませんで、こういう形となったわけでございますけれども、計画にうたっておること、まさに今回のこういう取り組みは本町の活力あるまちづくり、住民さんに残って就職していただく、また外から来ていただいてお仕事していただく、その一番最たる実践的なお話かと思っておりますので、今後町といたしましても、こういう内容につきまして積極的にかかわって、また指導していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その積極的にかかわっていくのはええねんけれども、スピード感覚を持ってやってくださいよというのは常々言うていますね。そんなんやったら、これは1年先送りして来年の4月以降にもう一遍考えようと思っているのか、補正対応でもし

て、予算も伴いますよ、これ、いろんな。そういうようなものも含めて本年度の対応も含めて、先ほど私言いましたような就活の講座をシリーズでやるとか、専門家を呼んできてこうやとか、公務労働とか民間とかITとか、職種別に講座をきちっとやるとか、そんなんやったら、若者がやっぱり来てくれますよ、そんなお金払ってどこかに行っているより。そういうことをきちっとやらんと。実態として本当に若者をつなぎとめてこっちに来るとかいうことにならんで、これ。これは、もう担当課長に聞いてもじゃあないので、副町長どうですか。そういう情報は、インターンシップが他のNPOみたいなところがやられて講演していると、そういう情報はご存知ですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 私たちは余り、その辺、事情は詳しく聞いておりません。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 総務部長に聞きますけれども、担当課長ではなかなか言いづらいところですので、本年度の取り組みとしても先送りで来年度以降の課題でやっておったら、そんなもの3年しかないねんから、4年でもできるのかなと思っている、心配したってのにね、こういうようなものはきちつきちっとやっていかないと、先手先手でやっていかないと他の自治体に負けますよ、これ。その辺含めて若者の雇用、定住についての対策をどう講じるのかという話ですよ。総務部長としてどうですか。

○委員長（谷口重和） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 失礼いたします。

この13日に開かれた会議等なんですけれども、私のほうも仕事の関係で出席させていただけなかったところでございますが、担当課のほうからも報告を受けておるところでございます。たくさんの方の参加があったという話も聞いておるところでございますが、先ほど副議長のほうからもご意見、また担当課長のほうからも、町にとって積極的にかかわっていききたいという答弁もさせていただいておりますので、今年度中には何か形になるようなものを、補正も財政担当課が所管しておりますので、考えていく中で、町として何か手だてを打てればと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

事務局からありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、日程第3、その他について終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後1時30分

○委員長(谷口重和) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、午後に予定しています、建設事業部所管分に係る事項について進めます。

日程第1、付託議案審査について。まず、議案第39号、土地の取得についてを議題といたします。当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第39号について提案を申し上げたいと思います。

議案第39号、土地の取得につきましては、都市計画道路宇治田原山手線の道路用地として、土地を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今般お願いいたしますのは、本町大字禅定寺小字高尾6番1外5筆、2万5,671.72m<sup>2</sup>、地権者数5名に対するもので、取得予定金額につきましては、1億867万4,000円を予定しているところでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下プロジェクト推進課長からご説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(谷口重和) 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長(山下仁司) それでは、議案第39号の土地取得につきましてご説明申し上げます。議案とともに議案第39号の関係資料といたしまして、A3、1枚もののほうを資料としてお配りさせていただいてございますので、あわせてご覧いただきますとありがたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

本件に関しましては、ただいま副町長のほうからもございましたように、都市計画道路宇治田原山手線の緑苑坂以北に係ります道路用地の取得の関係の議案でございます。土地の所在につきましては、禅定寺小字高尾6番1外5筆、地目といたしまして田と山林でございます。取得いたします面積は2万5,671.72平米を予定しております。事業に必要となります取得予定の全体面積が昨年分と合わせまして7万8854.03平米を予定するところでございます。取得方法といたしましては、地権者の方々にそれぞれ交渉に入らせていただきまして、随意契約といたしまして、取得予

定金額のほうが一億八千六百七十四万四千円、地権者数につきましては五名でございます。

資料のほうの地図の中で、赤く示させていただいている部分が、今般、今年度用地取得のほうを予定する箇所でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今年度の分は、今説明があったとおりなんですけれども、平成27年度の事業で繰り越していますんで、そのうち今年度に入ってからの方の状況について、ちょっと説明、平成27年度から繰り越した分の取得状況、ちょっとご説明願いたいと思います。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ただいまのご質問ですけれども、昨年27年度から28年度にかけて、繰越金のほうお願いをいたしましたのが、地権者数としまして4名でございます。そのうち契約済みが1名で、残り未契約として3名の方の繰り越しをお願いしたところでございます。

既契約の1名の方につきましては、用地のほうの整理もできまして所有権移転も終わりました、支払いのほうを終了する見込みでございます。

未契約の3件につきましては、1件が新年度に入りまして、契約のほう済みまして、前回4月の委員会でもご報告をさせていただいたというふうに思うんですけれども、ちょうどその当日の朝に契約できたということで、こちらのほうもスムーズに土地の登記関係、進めさせていただきまして、こちらのほうも支払いのほうを終わらせていただいたというふうなところでございます。

残る2件についてでございますけれども、現在、交渉を継続させていただいているところではございますが、いまだよいご返事をいただけないというような状況でございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 4件のうちの2件が交渉中で見通しのないような話なんですけれども、これもし買えなかったらどのあたりかというのはまた委員会のほうにもお示しいただいて、それが平成29年度以降の現場での工事状況、工事に着手することに対する支障とか、そういうものが生じてこようかと思うんですけれども、その辺についてはどのあたりで明らかにできるのか、工事に非常に大きな影響を与えるのか、その辺は今のと

ころの見通しはどうなんでしょうか。

○プロジェクト推進課長（山下仁司）　まずは、今年度28年度分のただいま議案で提案させていただいている件につきまして、繰り越し分とあわせてできる限り確保できるような形で、それも早期に交渉、契約というような形で進めるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、これまで繰り越しをさせていただいて、いまだまだ契約できていないという箇所につきましては、今ご心配いただいたように、平成29年度に、28年度で契約できずに29年度というような以降にずれ込むということも想定はしているところでございます。土地取得についての平成29年度、一応予定では工事に入っていきたいということは以前から申し上げているところではございますけれども、その判断をいつするんだというような時期につきましては、一応、この秋以降、秋が一つのポイントであろうというふうに考えているところでございます。

実際に、その秋の時点で用地がどれだけ確保できているかというような状況を見つつ、ネクスコさんのほうに工事委託が発注できるかどうか、その辺はまたネクスコと協議する中で進めていきたいというふうに思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○委員長（谷口重和）　稲石委員。

○委員（稲石義一）　それと、この用地取得には国費がついとるわね。その2件が難航して再度向こうへ持っていかんなんようになったときに、国費の関係も含めて、再々繰り越しみたいな事故繰りも含めて了解はもらえへんというふうに思いますので、その辺のことからすれば判断が秋ぐらいになるのか、国費の関係から言うたらどの時期ぐらいにめどを立てなければならないかと、その辺も含めてもう一度答弁いただきたいと思います。

○委員長（谷口重和）　山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司）　ご指摘いただいたように、27年度繰り越しています分につきましては、国費も当然でございます。こちらのほう、いつそしたら成立するんだというようなことになっていくわけなんですけれども、それも含め、秋、もちろん、当然交渉の上で確保していくという思いではございますので、まずはそこに全力を尽くし、それでもということになれば、その秋の時点で交付金関係につきましても整理を行っていきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いします。

○委員長（谷口重和）　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認めます。

議案第39号、土地の取得についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第39号、土地の取得については原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、じん芥収集車の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第40号について説明を申し上げます。

議案第40号、じん芥収集車の取得につきましては、じん芥収集車を株式会社宇治モータースから780万6,380円で取得しようとするものでございます。

現在、使用しております車両は、平成17年に購入後10年が経過し、走行距離が16万kmを超えております。車体についても老朽化が著しいことから、更新のため新車両を購入するものでございます。つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、垣内建設環境課長からご説明を申し上げます。以上です。

○委員長(谷口重和) 垣内建設環境課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、お手元に資料をお配りさせていただいております。じん芥収集車の取得につきましての内容についてご説明申し上げます。

まず、購入車両につきましては、今と同じなんですけれども、2トン車のじんかい収集車で、メーカーは日野のデュトロでございます。これも今と同じ車種でございます。

購入業者、株式会社宇治モータース、購入価格は780万6,380円、入札の日時が

平成28年6月7日で、仮契約日を同6月8日にしております。3社による入札で執行いたしました。車両の仕様につきましては、総排気量4,000cc、仕様燃料が軽油、車の車体の色ですけれどもホワイト、環境性能につきましてはいわゆるクリーンディーゼルで仕様をしております。主要装備でございますけれども、積載量及び積み込み方式を2トンの回転板式としております。また、積み込み作動時のエンジン回転規制装置を装備し、作動連単切りかえスイッチ及びバックアイカメラを装備しております。納入期限でございますけれども、平成29年3月21日を納入期限としております。また、車両のほうに現在施されておりますサイドでございます絵、これはラッピングと申しますけれども、こちらにつきましてはこの契約には含まず、今後ラッピング内容の検討も含めまして別契約で実施したいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の説明の中の、ラッピングのやつについては別契約でやりたいんですよというのは、この9カ月の仕様の仕様期間に、仕様してもらうための期間が9カ月もあるんやから、ラッピング等については当然別契約とかじゃなくて、発注時にきちっとしておくべきものやと、契約案件について700万円を超える分については議会の議決が要りますよと言うている分については、全体的にそういうのを入れておくと、その分、別になりますとまた契約逃れとかになりますんで、この辺は議決もうたやつについて変更の部分が小さければ専決とかで議決できますんで、そういう内容にされないのと、同じ車両ですので、別にその分だけやりますよというなものはぐあい悪いんじゃないかなと思うんですけれども、契約上も契約の担当もここにいらっしゃるんで、その辺も含めてご答弁いただきたいと思うんですけれども。

○委員長（谷口重和） どうですか。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時45分

再 開 午後1時47分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、当初の契約につきましてはラッピングを含んでいなかった、と言いますのも、内容につきましては今後ゆっくり仕様について、ラッピングの内容について



いろいろ協議をする中で決めていきたいという旨もございました。なおかつ、準備期間も少なかったということもございますけれども、このラッピングにつきましては、今後、契約の変更契約で対応のほうは基本、考えたいと思っております。ご指摘のとおり、金額によりましては専決処分の範囲になる可能性もございますけれども、内容についてはやはり当初本体が議決案件になっておりますので、その内容につきましては、専決の範囲内であれ、また議会のほうには適宜報告させていただきまして、内容については掲示させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） もともと、これ当初予算に入れておいて仕様期間が9カ月かかりますよと、納入までね。新年度の予算の4月にいておいて、実際、3月21日に納入されますよと。こういうのは普通、もう一つ合点いかへんのですね。6カ月ぐらいの仕様でいけるような形にしてあるんだったらいいですよ。9カ月かかんのやったら、この前もちょっと聞かしてもうとったら、これ、12月の車検なんですね、前の車が。そしたら、それ、3月に入ってくるまで廃車せずに、もう1回車検を受けて3月まで、3月21日に納入されるんやから、その日まで今のハイブリッド車を稼働ささなんわけです。12月に車検したら、細かい話やけれども、三月ほどで車検は受けて、廃車するという形になるんで、そんなん厳しい財政状況の中でいって当局は言うんやから、もったいない話や。そういうことを考えたら、初めからどういう契約をしたら議決をこの時期に得て試用がこうやと言うのやったら、これは3月のほうに債務負担か何かかけて、繰り越し事業でもええわ、しておいてやっておいたら12月までに納入されるから、今のハイブリッド車はそのときに廃車すれば十数万円の車検代というのは要らんようになるんやから、やっぱりそういう事務的にさえやれば手続に同じ発注をしてやるのを、15万円とかが要るか要らへんかみたいなものは、テクニック上、事務手続上の問題で節減できるんやからね、そういうことをせんと、のんびんだらりとやってこういうふうにするのとね、結果的にこういうふうになるんで、やっぱりその辺も含めて、事務手続上も適正にきちっと納入工期なんかも推しはかりながらやっていただきたいなと思いますんで、その辺は十分これからは留意してほしいなと、こんなことが何遍も起こったら、本当にきちっと適正な実務がやられているのかなと思いますんで、やっぱりその辺は経費の無駄遣いにならないようにきちっとやっていただきたい、これを要望しておきます。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第40号、じん芥収集車の取得についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第40号、じん芥収集車の取得については原案どおり可決すべきものと決しました。

先の審査とあわせて、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

この場で暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時51分

再 開 午後1時53分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の開発協力金の見直しについて説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、開発協力金の見直しにつきましてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧になっていただきながら、それに沿いましてご説明申し上げます。

まず、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例第10条に定める「公共・公益施設の管理及び寄附」に基づく同条施行規則第5条第2項別表第3、これ、別添のほうについております、に定める公共・公益施設の整備に関する負担、いわゆる開発協力金を廃止するというところの見直しの考え方でございます。

まず、この別表3のほうをめぐっていただきますと、一番後ろ裏面のほうにホチキス

どめしてあるやつの一番裏面にございますけれども、こちらが別表3、第5条関係でございます。こちらのほうに記載されております金額が、いわゆる開発協力金でございます。これにつきましては、廃止することを前提に考えてまいります。

まず、経過でございますけれども、まずこの開発協力金というものにつきまして、昭和48年、宇治田原町でも開発指導要綱を施行してそこに開発協力金のものを書いてございました。その後、昭和50年に要綱を改正してから開発協力金を定めるようになりました。

平成16年になりまして、行政手続法の制定、地方分権の推進を受け、魅力ある環境を創出するまちづくりの実現、公平性の確保のため、開発指導要綱にかわるものとしまして、本町の宇治田原町快適・安全な環境づくり条例、これを制定いたしております。

そして、この4月27日に開発審議会から、開発協力金の見直しとして廃止に係る答申を受けたものでございます。

この、開発協力金の廃止につきまして、全国的なものも含めましての経緯をご説明申し上げます。

まず、高度成長期におきまして、道路と都市基盤整備の必要性が増加してまいりまして、その整備が財政的に追いつかない状況まで追い込まれた自治体が法的根拠のない行政指導としまして開発協力金の徴収を始めたというのが全国的に広がってまいりました。本町におきましても、先ほどの昭和48年それから昭和50年にこの協力金の中で負担をうたっているものでございます。

平成7年11月になりまして、宅地開発と指導要綱の見直しに関する指針が通知されまして、この中で必要性・合理性が明確でない寄附金などを求めることは適当でないというふうにうたわれております。

また、平成12年4月、地方分権一括法が施行されまして、この法律の中の地方自治法の一部改正が行われ、「普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とされ、開発協力金制度の見直し、要綱条例化が自治体の急務となったのですが、多くの自治体では、特段の問題となっておりませんでしたので、なかなか要綱の見直しは進みませんでした。

国交省のほうから、寄附金という開発協力金の廃止の指導も再三あったのですが、平成20年ごろには開発協力金を存続する自治体は急減しまして、近隣の大阪では全てもう廃止されている状況でございます。

そこで、宇治田原町におきましてもこの開発事業を取り巻く状況下の中で、当時とは大きくその内容が変化しております。本町でも、第5次まちづくり総合計画に基づきまして、人口流入や企業進出を促進する対策が必要であるというふうに出ているにもかかわらず、協力金が住宅開発とか企業立地のコストを押し上げるものとなっているのも事実でございます。

こういうことから、開発審議会に諮りまして答申を受け、開発協力金を廃止するものとして、本町の快適・安全な環境づくり条例など関係例規の整理・整備に取り組むというふうな方向に持ってまいりました。

また、今後の予定でございますけれども、開発協力金の廃止、これを前提にしまして、公共公益施設の設置のあり方、これは事業者の負担を強いるものでございますが、これのあり方も含めまして条例の整備・改正を含めるものを本年12月議会までに整理をしていきまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、同時に、公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例というのもございますので、これにつきましても開発協力金の受け入れ、条項としての改正のほうを進めていきたいと考えております。

参考までに、開発協力金の過去10年分ですけれども、充当実績ということで収入額と充当額のほうを書かせてもらっております。今までで一番多く入っておりますのが、平成7年度、5億4,000万円、協力金のほうをいただいております。主には、緑苑坂での開発になっております。

それと、この条例の条文それから規則の中身につきまして、参考資料としましてつけさせてもらっております。

この規則ですけれども、別表第1、事業の実施に関する基準としまして、先ほど前段で申しておりました開発指導要綱にあります業者に指導するための事業内容をここで指導してきております。

別表第2のほうでは、道路の管理に関する技術的な基準のほうを明記してございまして、道路等の設置についてはこういうふうにしていきなさいという指導のための数字等が入っておるものでございます。

その別表3のところにあります開発協力金を廃止するという方向で今後進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 経過は、これを見れば大体わかるんで、全国の自治体が高度成長期に乱開発とか小規模の程度の低い宅地開発を規制する意味でもこういうようなものが自治体独自の要綱という形で行政指導という形でこういうようなものやってきたんやけれども、やはりそういう事業者なり個人の宅地開発やらに対しても、行政側が強権力をきちっと行使しようと思えば、要綱ではなかなか難しいと、言うこと聞かへん場合、どうするんやという、行き過ぎが目立ってきたのでこういう形になってきた。

また、宇治田原の場合、人口減少の中で来てくれる開発業者が、その分が協力金なり公共施設、公益施設を整備するのに多大なものを課すとそれが全部そういう転入者やらの購入価格にはね返るんで、来てくれへんというようなことにもなりかねませんので、やはり、第5次まちづくりの中での目的というか流入人口の促進とか、企業の立地なり侵入を促進するためには、こういうようなものは一定必要だとは言いつつも、やはり阻害しているようなことにもなりかねませんので、今般、一定の判断をされて、行き過ぎというふうに見られて他の自治体が廃止したものについては廃止し、なお、公共公益施設、団地内の道路の幅員とか公園の設置の緑被率とか集会所の設置とか、こういうようなものについては、今一度従来のままの基準で押しつけるんじゃなくて、一定の規制緩和をしながら見直しを図ると、こういうスタンスに立っていただきたいなというふうに思っています。そうでない限り、宇治田原の実情というものもあるんでね、まちづくりのね。こういう一定の水準を保つにはそういう条例にうたったようなことをきちっと業者に守っていただくということも必要ですけれども、行き過ぎはどうしてもそういうコストの問題にはね返ってきますんで、それは公が税金を使ってやるのか、開発業者に押しつけるのかというところで分かれていくので、やはりその辺を十分議論されて、他の自治体での状況を見ながらやっていただきたいなと。

もう一つは、地方分権の中でここに書いています丸の四つ目やね、自治法が改正されて、強権力を発動しようとするれば、それは要綱で行政指導はできませんよと、もう。もう、条例でうとって、法令にうとっている以外は、条例でうたいましょうと。条例でうとたかて別に法的な裏口がないので、これは違法やと言われたらなかなか難しい、裁判になればね。ただ、要綱でうたうよりは条例のほうがいいですよというのが自治法で決められましたんで、このとおりに自治法の第14条の2項に条例でうたいなさい。ただ、うちの場合は、条例でうたっているんやけれども、細かい部分、別表とか別表の1、2、3とも、規則に委任してその別表でうたっているんやね。だから、その辺の兼ね合いがどういう運用でいくのか、条例にうたいなさいという規定に地方が改正され

たやつについて規則委任して、なおかつ別表でいうのか整備基準でうたうのか、その辺はやはり行政の運用面の話になるので、その辺は十分法規係とも調整されて、また近隣の状況なんかを見ながら、条例一辺倒でもなかなか柔軟な業者対応なんかもしづらいついいうふうに思いますので、その辺は十分議論されて検討する中でまたいい方法を見つてられて。ただ、今までのまま何にもなぐらんとね、道路は12mつけてくださいとか10mつけてください、これじゃやはり行き過ぎになるんかなというふうに思いますんで、その辺も十分協議されて、また適宜常任委員会のほうに報告されていきたいなというふうに思いますので。

これで言えば、目途としては12月議会ぐらいに出してもらえるのか、早く整理がつけば、基金条例の文言削除も含めて、9月議会に間に合うのか、その辺も踏まえながら適宜議会のほうに報告をいただきたい、これは要望しておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。安本委員。

○委員（安本 修） 開発指導要綱に基づいて、これまで指導もされてきているんですけども、それにかわる条例を整備していくということやと思うんですけども、特に今でこそ開発計画というのが余りないんですけども、これまで、以前のことで言いましたら、緑苑坂よりもっと前の話で言えば、そういう計画の上で例えばこの中で集会所をどうするよとかそういう点で、そこを抜け道のような形で、本来集会所をつくらなあかんの小規模を何回も繰り返すようなそういう計画であったりというようなことが、以前、昔行われてきた経過もありましたし、今度の条例をきちっとつくる上で、その点でやっぱりきちっとしたものを、協力金云々というのはわかるんですけども、そういう点での整理を、なかなか難しいとは思いますがきちんとしてほしいなというふうに思っています。以上、要望としておきます。

○委員長（谷口重和） ほかに。稲石委員。

○委員（稲石義一） 一つだけ言い忘れましてですけども、2番目の2ページ目にあります、開発協力金の収入実績と充当実績というのがありますね。これは前から担当課にも言うてるんですけども、これ見てみますと平成19年度から充当額が478万円は中央公民館冷暖房更新ほか、20年度には5,100万円が充当基金から取り崩して事業に充てられております。維中の体育館改修とか、新都市アクセス道路ほかとかにね。次、平成21年度には、3,340万円、住体の照明改修等、これは、通常から言えばそのエリアで開発協力金をもうたら、そのもうたやつを積み立てておくんやから公共基金に、それをどういうふうに還元するかというのは、そのエリアのもらったところの周

辺の生活、周辺の施設整備、道路舗装とか側溝改修とか、そういうふうに色分けしてやらないと、ここでもうたやつを遠く、まあ言えば、奥山田でもうたやつを銘城台に充当するとか、そんなのは本当はあかんわけですよ。だからやっぱり、そういう色分けをきちっとしなさいよというのは、国交省からも通知文書であるんやのに、なおかつ条例化した後ですらこんなことをされていますよと。これは、丸々開発業者が払った部分についても説明がつかへんようなことになって、全く一般財源部分で理由つけて、体育館ですよ、維中ですよこういうふうにしてやっておるんで、こういうことは今後還元するという意味からすれば、そこでもらったはその周辺の道路整備やりに舗装補修とかそういうものにきちっと色つけして地元の人にわかりやすいように還元したというのがこの開発協力金の趣旨であるんで、その辺は遺漏なきようによろしくお願いします。これは要望です。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、環境マネジメントシステムの運用について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、続きまして環境マネジメントシステムの運用につきましてご説明を申し上げます。

まず、環境マネジメントシステム、この運用の経緯でございますけれども、本町は平成18年2月に「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ1」を認証取得し、平成20年2月に同ステップ2の認証を取得、そして平成27年4月、宇治田原町環境マネジメントを運用開始でございます。

ここで、KES環境マネジメントとはということでご説明申し上げますと、このKESの略称ですけれども、京都、ちょっとこれ英語なんで飛ばさせてもらいますけれども、環境マネジメントシステムの頭文字をとったKESとなっております。

通常、国際規格のISO14001、これをスタンダードとした大きな自治体では取っておられたんですけれども、ただ非常に高額であったということもございまして、これを中小企業が取り組みやすいように本質的な特徴を生かしながら用語それから規格の内容をシンプルにしたものとしてこのKESが使われるようになってまいりました。

本町のほうも、平成18年からKESのほうで進めておりまして、この27年に独自の宇治田原町環境マネジメントとして切りかえて運用を開始して切りかえております。

その理由としましては、この9年間にKES環境マネジメントシステム・スタンダー

ドを運用してまいりまして、そのノウハウを蓄積いたしまして、この27年にKESを卒業してこれまでの実績を生かしながら宇治田原町らしい、このらしさを盛り込んだ独自の環境マネジメントといたしました。

この「らしさ」と言いましても、特に森林整備の推進というのをこの新しいマネジメントシステムの中には環境改善目標として取り組んでおります。森林整備を行いますと、CO<sub>2</sub>の吸収量が温室効果ガスの排出量から差し引くことができますので、いわゆるカーボン・オフセットの対象にもなっておりますので、こういったものを宇治田原町らしい森林の多いまちとしてこれも取り組んでいこうということで進めております。

また、近隣のマネジメントシステムを見ていますと、宇治市ではISOを取得されておりますが、そのほかの市町ではKESもしくは城陽市なんかでは独自の同じように平成24年度から市独自のシステムを使われております。

井出町と木津川市については、実施はされておらないというふうに聞いております。

これのやめた経緯の今の中で、メリットとしましては、自分たちで運用してまいることが出来ます。そのための実勢とそれから責任感の中で運営していこうというものでございます。逆にデメリットもございます。それは、やはりこういうマネジメントシステムのKESであったりとか、もちろんISOみたいな大きなものではないんですけども、いわゆるお墨つきがもらえていない、独自で評価をしますので、そのあたりに若干の違いがあるのかなというふうに存じますが、ただ外部の方の評価はしていただくことも必要ですので、そのあたりも本町のマネジメントシステムを毎年更新する中で、チェックはしていっておるところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これも4月のときにね、常任委員会でお聞きして、この経過はどないなとんのやというふうにお聞きしたら答弁がなかったので、6月に再度説明してくださいと言うたやつですね。これ、3番目に書かれているように、独自の環境マネジメントに切りかえたんですよと、こういうことですね。平成27年4月にそういう運用を開始してんやと。

これね、平成18年の2月にKES環境マネジメントシステム・スタンダード、これに宇治田原町はISOの14001じゃなくて、より簡便で経費の安いやつに加入していくんやと言うて、鳴り物入りで新聞報道、ばあんされたやつや、これ。それ言うて、ステップ1がステップ2にしたときもそういうぐあいに報道されましたよ。それを、黙



って常任委員会にも報告も何にもしやんと、こそっと運用開始しましたという、こんなことでは、環境の、その前の年に環境保全計画もそうやし、いろんな環境面の計画を見直しを図ってスタートしていくとしたときに、黙ってやめて鳴り物入りでやったやつをね、そうだったんですよと。それで次の年の4月にそれはどういう結果でやってんや言うたら、課長が説明できへん。こんなことをやっとするようでは、環境の名のもとに行政が動く、環境宣言もやっとするわ、ここのまちは。どういうことをやっとするんやということをおぼろげに思わざるを得ないでしょう、これ。

今もおっしゃったように、独自の環境マネジメントに切りかえるんやと。4月以降、環境マネジメントシステムはもうどうも動いてんねやとこう思いますよ、私は。それぞれの担当課にいるいろんな担当ごとに決めてますね、担当課ごとに毎月CO<sub>2</sub>の部分で報告をせんなんですよね、環境責任者のほうに。だから、そういうようなことも含めて、制度を変えるねやったらこういうふうに変えてやっていくんですよと、ただ、環境改善目標を森林のやつに置きました。で、それは非常に大事ですから。ただ、僕から言わしたら地球温暖化のこの実行計画の部分と地域推進の宇治田原町全域のCO<sub>2</sub>をどうすんねんて言うたときに基本になるのは京都府の全体的なCO<sub>2</sub>の削減計画やわ。その中に、森林のCO<sub>2</sub>削減のやつてね、目標値としてあらへんで。だからわかりにくいねや、この森林のCO<sub>2</sub>と言うと、それぞれの事業所は、商業施設もあるし役所もあるし工業所もあるし運送業もあるしね。ただ、森林というのは非常にわかりにくいから、今現状が何ぼのキログラムか何かを発生しているのかというのわかりにくいんで、それを15%とか20%削減するということのわかりにくいから、京都府全体としてはね。だから、森林は森林として別建てで目標としておいてんねやんか。だから、それを前面に出していくと、宇治田原町はその数値を捕捉しているのかということになるから、聞いたらまたわからへんやん、その地域推進計画の中に入れていいのか言うたら、絶対入れてへんやん、ね。それは、工業団地とかで工場が何ぼ出しているというのはわかるで。だから、そういう曖昧なことを言うてしもたらね。だから、本町としては地球温暖化の実行計画の中で事業所として、前も3月のときも2月のときも言いましたですけど、目標値をちゃんと定めて、10%削減やったら10%、5%削減やったら5%掲げるのもええけれども、そのもところになつとるKESについて、何でどういう理由でやめてんやというのが、やっぱりこれやと4月の常任委員会開いてんねやから、去年の平成27年4月に、そのときのやつで去年とはこういうふうに変えましてんと言うて報告をしてしかるべきなんやけれども、その辺は経過も踏まえてどのように町当局は議会に対

して釈明も含めてやるつもりなんかというのをきちっと説明する必要がある。住民の方々にもね。いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまご指摘のとおり、27年4月から、本町独自のスタートをしている中で、本来そこでまずはどういうふうに見直したかというのは説明すべき点、今もって反省しておりますけれども、今後につきましては、平成28年度をもちまして地球温暖化防止計画のほうのやつが対応としては一旦区切りの年ときます。KESにつきましても、本当に説明のない中、今改めて本日説明させてもらっていますけれども、今回この森林の整備計画等の盛り込んだ中とか今説明させていただきましたけれども、十分に引き継ぎができていなかった点、本当に反省しておりますけれども、ことし1年をかけまして、この1年の中で、次年度新たに地球温暖化防止計画のほうをスタートさせることになりますので、このKESのあり方と地球温暖化防止計画との関係もまだ不整合な点もあるかもしれませんので、その辺を点検する中で、次年度にはきちりとした内容が説明できるような独自の環境マネジメントシステム等あと連動いたしまして、地球温暖化防止計画のほうの実行計画のほうを十分ことし検討させていただきまして、来年度にはスタートさせたいと考えておりますのでご理解のほうよろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それで、この独自の環境マネジメントに基づいてやっていこうとしたら、今これまでやってきたんはKESの環境マネジメントシステムでやってきてんやな。それはISOよりも14001よりも簡便やから基づいたと。それが、KESの環境マネジメントシステムそのものを動かして独自版やということにしておいてもええけれども、それは更新も含めて自分とこでこれから守りしていかな。そのKESの環境マネジメントをこのままもらった形にしておいて運用面でいろいろ変えていくのはええけれども、もとのKESの環境マネジメントシステムは年によって変えていきよるからね、その部分はもらえへんだら、古いやつだったら古いまま使うていかんらんようになるんでね、そこまでの知識を持って、この分の更新をしたりそんなことができるんかという話やね。そこも含めて、全庁内にそういう職員を配置して、課ごとに環境の評価委員みたいなものをつくって報告させたりするんやから、それを動かすのに環境の担当課がきちっと全庁的に仕切ることができるのかということが聞きたいんですよ、これね。自主運営するにしろね。

先ほどおっしゃった28年度に地球温暖化防止の実行計画が最終年度やね、28年度は。だから、2期が終わるやん、2期の5年間が終わって今度は1期を入れたら10年間が終わるさかいに、それも環境保全計画にうとうているわけやんか、もてこの環境保全計画に。そしたら、それは今度11年目から第3期の地球温暖化防止の実行計画が始まっていきますよと、そのときの運用はどんな環境マネジメントで動かすのやということが気になるから僕は聞いてんねんで、これ。ほな、黙ってそんなものやめましたで済まんがなというて、そしたらそれは平成27年度も28年度も何で動かしてんやということやね、きちっとそれは動かしていく基準があんねや言うんやったら空白にならないのですと言っただけで確約してくれたらええけれども、平成29年度にいくのに27年度、28年度が空白になるから僕は聞いてんねやで。何で動かしてそのまま継続すんねやというようなことを聞きたいんでね。だから、そういう説明をきちっとしてもらわんと、はいやめました言うて担当課長が決めて、もう嫌やさかいやめましてんで済まへんがなこんなもの。

だから、今言うているようなものを含めて、27、28をきちっと宇治田原町本町の環境保全計画にうたわれたきちっとした環境保全計画にしていくには、第3期の実行計画に向かう目標とかいろんな検討もことし定めやんな。そのことと、環境マネジメントシステムの整合もきちっと整理はせんなん。はい、そうですかってこの説明だけではそんなん理解できへん。いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 先ほど、部長も申しあげましたように、引き継ぎもできておりませず説明もできませんで大変申しわけございませんでした。

ただいま稲石委員がおっしゃられておりました平成27年度から、私先ほども宇治田原町のマネジメントシステムに変わったと言いましたけれども、正直、KESをそのままほぼ踏襲しております。先ほどの森林整備面積というのは、あくまでも宇治田原町らしさを独自性を出していこうじゃないかというところでの考え方のもとにそれをつけ加えて森林整備の中の35ヘクタールをしていこうというのを加えているものでございます。

実際に、マネジメントシステムKESのほうに委託してある分ですらやっていたやつを町独自でするんですけれども、いわゆる研修というのを、このKESのほうでもまた今後も受講をしながら、担当者であったりとかいうのをKESの環境マネジメント構築講座というのを受講が可能ですので、そういったものも進めながら、評価するものそれから

そういう受講をして研修しながらK E Sでは実際にはないんですけども、宇治田原町のマネジメントシステムとして進めていきたいというところで、9年間のノウハウを取得した中で独自性だけではなくて、ほぼ中身は踏襲する形で進めていくんですけども、その中にも先ほど言いましたのを入れたということが変わった中での宇治田原町らしさを出せるんじゃないかというところで、ご説明させていただいただけのことでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ここにノウハウを蓄積したんで、K E Sを卒業しとなったけれどもね、そのままシステムつくってやっていくいうて、更新の手法も知らなんだら卒業したことにはならんがな。また逆戻りで低いところの環境マネジメントシステムのところに戻っていくんや。曲がりなりでもK E S京都版やからI S Oの国際版よりは低いことは低いがな。それでも売り物にしていた町やから、簡単にやめやんでも経費がもったいないからって、こんな安い更新手数料やったやん、これ。

だから、どういう理由なんかいうのを議会にも説明してきちっとやっていかんと。今後継続してK E Sの環境マネジメントシステムを使っていくんやったら、別にやめる必要もあらへんし、更新は更新の審査を受けてやったら、それはそれぞれの所属課は緊張感ありますよ、それ。そしたら、更新の審査の部分はなくなって、そしたらそれ2年間の締めくくりとしてやとった更新審査みたいなものがなくなったらそんなもの、職員に対する緊張感も何もあらへんがな。どうやってそういうけじめをつけていこうとしているのかというのをね。外部審査やったら外部審査の制度を立ち上げたんかいうて言うたら、そういう説明もまだ受けてへんわな。だから、トータルで考えて、きちつきちっと環境のシステムが動いていくようにせっかく9年間でしてきたのに、それをうっちゃることの評価というのは、どこでなされたんかなと。そしたらこれ、政策評価になっていくから、企画に相談してやめたんかということになるやん。そしたら、企画に一遍聞こうか、そしたらそれ。そういう政策評価したんか。行革でそしたらこんなんはやめなさいて言うたんか。

○委員長（谷口重和） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 私、数年間そういう立場にりましたが、そういう行革の観点からやめるとかいう議論になったことはございません。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ほんなら、これ、担当課が勝手にやめたと言うて後づけで議会にも

説明しやんと1年たった、1年と2カ月たったときに、こういう結果でやめましてんいうことにしかならへんやんか。そんなことを行政が、説明責任を果たさんとやとつたら、これが事あるごとにそういうようなことが各部署で起こってきたら、やっぱり行政の体制として形づくられるというようなことは、もう崩壊してんのちゃうかなと思わざるを得ないので、その辺はきちっとやってください。この総括も含めて、副町長に答弁をお伺いします。

○委員長（谷口重和） 田中副町長。

○副町長（田中雅和） 今、反省の意味も踏まえて、改めて聞かさせてもらっているわけですが、特にこのマネジメント、27、28と書いてますけれども、次に説明のある実行計画の実績を見ましても、必ずしも全て立派になし遂げられているとは言い切れないところもありますし、その辺も含めましてただいまのご指摘、ご指導を受けまして、改めて運行のマネジメントをどうするか、KESを使うか云々もありますけれども、まずこういった次の計画を実行するに当たって、どういう管理計画、マネジメントそういったものをするかしっかりと庁内で構築といいますか議論をしてそして説明できるようにしていきたいとこう思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、宇治田原町地球温暖化防止実行計画の達成状況について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、横長A3の宇治田原町地球温暖化防止実行計画事務事業編第2期の進捗状況についてご説明申し上げます。

先ほど、野田部長のほうも言っておりましたこの地球温暖化防止実行計画、28年度、今年度が2期計画の5年目を迎えております。昨年度末の3月分が4月のときには入っておりませんでしたので、それを含めまして、27年度、4年目の達成状況のほうをご覧になってください。

初めてこの温室効果ガス総排出量が、4年目にしまして目標削減率4%を達成しております。そのほか、電気使用量は若干ですけれども、昨年度の平成26年度末に比べますと下がっておりますので、まだ未達成ではございますけれども、こちらにつきましてもまた努力の成果ではないかというふうに評価いたします。

ただ、OA用紙の使用量ですが、これについては、微減はしておりますけれどもまだ

まだ達成できていない状態、未達成でございますが、そのほかにつきましてはほぼ達成できております。

ですので、来年度に向けまして、この未達成の分、また達成できましたものにつきましてもまた今年度から1%削減していくという目標もありますので、これにつきまして精進してまいりたいというふうに考えております。同時に、来年度から次のまた計画のほうもつくってまいりますので、今年度、その作業にも移ってまいりますので、また報告したいとも思います。よろしく申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これも、1期のときが達成されなかったんですね。2期については、これ実行計画というのは役所を一つの事業所と見たときの実行計画なんやね。宇治田原町全体のCO<sub>2</sub>の部分をどのように削減していくかというのはまた別の話で、実行計画と別に地域推進計画みたいな形で環境保全計画にうとたんやね。別々になつとるんやね。一番ええのは、それを一体的に町全体があって、その中に宇治田原町の行政側の事業所を一つの事業所としての捉まえ方をして、率先垂範していくと、町全体の部分も達成していくんやと、こういうスタンスが一番ええんですね。

ところが、前のとき、一般質問でも決算のときでも聞いたんやけれども、この2期のときに何で1期が達成できなかってんということ、どんだけのCO<sub>2</sub>を排出するんやという中で、下水道は普及すると普及率がアップするに伴って、それは処理する電気料とかいろんなエネルギーが増加していくんで、下水道処理場は事業所から外しましょう、文化センターは、やれば人が来たら来ただけで電気代やら食いよるんでそれも外しましょう、給食センターは子どもやらのご飯を食事をつくらなんから水も電気も大量に使うんでそれは母数から外すほうがええやろということで、それも外したと。そしたら、宇治田原町の全体の部分で発生するCO<sub>2</sub>はこんなやいうのにね、それ全部外していったらどうすんねん言うたら、世界の地球温暖化のものから言うたら大量に発生するところを全部外していか外していか、今、中国やらが反対しているのと一緒や、開発途上国の話と一緒になんやね、これ。そしたら、今言うている下水道、文化センターと給食センター外したら、実行計画ってこれ何やねんこうなるわけ。私から言わしてみればね。だからやっぱり、その根本が、思想が間違うてんのちゃうかと僕は思ってるの、これ。こういう考え方、町自体がね。それこそ、今はやりのこそくや。こそくな目標を、大きな大量にやるようなところを除外して達成したって、こんな5%みたいな、知れたる話

や。その3つを除いて達成したって、僕は何もならへんのちゃうかと思っているわけね。もっと、せやけど全体としてどうするんやというの足し上がっていったときに、京都府に上がって足し上がって、都道府県足し上がって、日本の国のCO<sub>2</sub>がどうやいうときにね、大量にCO<sub>2</sub>発生する事業所全部抜いとったらな、とんでもない数字が京都府で上がって、全国で上がって、世界で上がるということになるんでね、そんな考え方、今宇治田原町が持ったような発想の仕方ってね、何に起因してあんのかなと思うんで、そこも含めて第3期の実行計画を立てるときには、もう一度原点に戻って宇治田原町のCO<sub>2</sub>をどがいしていくんやと、森林の話もそれはそれでええんやけれども。どうですか、その辺の考え方。今言うた3つの施設を外して目標達成をしやすくした、僕から言わしたらこそくなやり方やな、そんなものが本当の実行計画であるんかどうかね。きちっとやっぱり整理するべきやと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃいますとおり、上下水道施設、文化センターそれから体育館なり共同調理場まで、まさしくおっしゃるとおり。そういった特に例えば給食センターなりにつきましては、そこをけちってみたい感覚に陥りやすいので、節電・節約というのが、というのでここを外そうというふうな考え方のもとに今の削減目標から除外したというふうなことですけれども、確かに全体的に、じゃそれで削減になっているのかと、それならそこはばんばん使っているのかということにもなりますので、その辺は踏まえた中で再検討し、次の計画のほうに盛り込んでいくのかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そういう観点からいくと、設備の設置とかいろんなものをつくるときに、公共施設をつくるときに、節電とかそういうようなものを含めた施設につくりかえていくのが全世界の今動きや。給食をつくるのに、それを減らしなさいとか直接の話をしとるわけじゃなくて、その節電とかそういう設備に切りかえていったらどうなんですかとかいう全体的な話を、ここの中で環境の側面からしていくというのが基本だかの話やないか。担当に、その給食の食数を減らそうとか水使わんようにしよとかそんな話しとんのんちゃうやん、こんなもの。そこが間違うてんねやということを私は指摘したい。まあまあ次回のときに、本町全体のCO<sub>2</sub>の発生抑制も含めて考えていくという観点で、第3期の実行計画にはそういう考え方を取り入れてやっていくと、それでまた一方で地域推進計画の中にある環境保全計画を別物でつくってあるけれども、その

環境保全計画の中のそういう部分の考え方も今回は実行計画のものと統合するのも含めて検討をしていただきたい、これは要望しておきます。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑は終了いたします。

次に、ごみ排出量の平成27年度実績について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 続きまして、ごみ排出量平成27年度実績について、これも4月のときに報告しておりますが、3月分がまだ城南衛管のほうから出てきておりませんでしたので、今回3月分を含めました中での数値となりますので、平成27年度分の実績の数値をご提出させていただきます。

見ますと、下のほうの四角の欄、第2期環境保全計画の目標値との比較ということで、それぞれ年間ごみ排出量は目標に対しまして6.9%増、1人1日当たりごみ排出量は9%の増というふうになっております。全体的に見ますと、年々ごみの総量は減りつつあるんですが、実際には、人口も減少しておるところがあるようで、1人1日当たり量につきましては横ばいではないかというふうに思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） この平成27年度の、1人当たりごみ量というのが628グラムというのが実績やってんね。目標が576グラム。これはいうたら、平成35年を目標にというて3市3町の方も含めてみんな目標値を立てとるんやけれどもね、宇治田原町が昔からそういう畑にほかしたり何やしていたから、結構、ごみをたくさん排出する生活習慣になつとるん違うかいうて、僕、衛管に行っているときに分析したことがあって、そういう傾向に近いところが、久御山町とか井手とかがあって、できるだけそういうようなものが発生しにくい宇治とか城陽とかそういうようなところは1人当たりがコンパクトになりよると。

今の住居の関係からしても、銘城だとか緑苑坂ができてきたんで、なおかつ単身者が多くなってきていますよということになれば、こういうことを啓発していったら1人当たりのごみ排出量というのが減っていくんじゃないかなと思うんやけれども、このままいっとつたらふえる一方やからね。もう1つは、透明袋をつくってやりましたですね。そういうような部分で、ごみとその分を分けて、今回ですとパックの分も全部分けたりしましたね。そういうことでいけば、本当はいっときは減ったりするんやけれどもね、



これがリバウンドでまたふえてきたのか、その辺の分析はどのようにされているんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） はい、恐れ入ります。ちょっとそこまでまだ分析しておりませんでした。申しわけございません。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 3市3町のほうの会議にも行きながら、そういう傾向、どうなってんねやということも3市3町で足並みをそろえながら、1人当たりのごみ排出量を比較しながら、またこの前の組成分析なんかは衛管でもやりますんで、独自でもやりながらその制度の部分も含めて、総合的にごみの内容について、不燃と可燃と粗大というような部分を見ながらきちっと対応していただきたいな、これは要望しておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、平成28年度京都府土木事業実施予定概要について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、平成28年度の京都府におきます土木事業等の実施予定概要をご説明申し上げます。お手元の資料、横長になっておりますけれどもまず道路事業のほうから。

一番初め、上、奥山田の国道307号バイパス、こちらのほう、橋梁の下部工のほうの実施ですけれども、今年度、1億7,000万円と聞いております。ですので、予定しておりましたよりも非常に少ない金額での交付金とも言われておりましたので、完了年度が若干おくれる可能性があるというふうに言われておりました。

それから2番目、国道307号の郷之口、これは道路改築におけます新名神のインターチェンジへのアクセス路道路、いわゆるB区間というふうになりますけれども、これにつきましては、詳細設計等、用地測量で約1,100万円を予定されております。

それから、③国道307号のトンネルの本体の点検でございます。大福トンネル、奥山田それから茶屋トンネルのこの3つが対象になりまして、調査と測量等を実施されます。約1,000万円でございます。これは、道交法の改正に伴います5年に1度の点検を実施されるというものでございます。

それから、④番、大津南郷宇治線、高尾の地域になりますけれども、舗装の修繕工事を行われます。これ、約3,000万円の予算でございます。

それから、⑤番、宇治田原大石東線、禪定寺地域の道路改築、道路の拡幅改良で詳細設計、用地測量それから用地補償としまして、禪定寺会館まで拡幅されておりますのでその続きの事業でございます。1, 500万円ほどの予算で続きの事業を進めていかれます。

それから、宇治木屋線、これは南のほうになりますけれども、道路改築で用地測量を今年度実施されます。宇治木屋の南バイパスの交差点から一宮神社の間の未改良区間が実施予定箇所でございます。昨年、立ち合いをされましたので、ことし用地の関係に進まれるということでございます。

それから、国道307号、宇治田原山手線の道路企画調査費としまして350万円が計上されております。これは、もう皆さんご存じのとおり、宇治田原山手の実施に向けての京都府のほうで予算をつけていただいた山手の実施調査・設計でございます。

それから、大津南郷宇治線、これも高尾の地域でございますけれども、のり面の対策工事を実施される予定でございます。

それと、添付、ちょっと私、後で追加のほうもさせていただきましたが、2枚めくっていただいた位置図の後ですね、宇治木屋の犬打峠、こちらのほうが先ほどの南バイパスの未改良区間の続きですけれども、和東側のほうの宇治木屋のトンネル事業を山城北土木事務所管内側で今年度350万円の調査費をつけて、これも同様に実施されようとしております。

それから、添付のほうをさせていただきました分で、国道307号市辺から奈島、こっちを書いておりませんが、別添でつけております市辺から奈島分こちらが峠ですね、いわゆる南バイパスの入り口国道307号と宇治木屋南バイパスの入り口交差点から城陽市側のほうの事業も今年度実施を用地測量のほうをされてまいります。

横長の表に戻りまして、砂防事業、⑨番です。これは中ノ谷川、岩谷のナカンタンの奥にあります砂防堰堤の事業、今年度は用地買収及び工事用の進入路のほうを工事のほうを進めていくこととなります。約7,000万円の事業費でございます。

それから、河川事業で奥山田の里川。これは、茶屋村の中になりますけれども、護岸の修繕工事のほうになります。

それから、田原川の郷之口エリアほかでしゅんせつ工事を予定しております。これにつきましては、まだ場所のほうは未定ですが、府民公募でも実施される場所がもしあれば、それらとあわせながら調整して実施をするということでございました。

農林事業でございますけれども、湯屋谷の大福茶園、この茶園の再造成での防災施設

の沈砂池の設置工事、約5,000万円でございます。

それから、治山事業で禅定寺瀬間谷及び落合、治山ダムの設置工事で約8,000万円の事業費でございます。

次のページになりますのが、その予定箇所、小さくて非常に見にくいですが、その予定箇所が書かれておりますのでまたご覧になっておいてください。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の大福茶園再造成事業費の内訳について説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。大福茶園再造成事業の概算の年度割の内訳表をちょっとお開きいただきたいと思います。これについて説明をさせていただきます。

一番最初、一番上の表、これ、京都府事業といたしまして、ちょうど中ほどのH28と書いているところで、平成28年度事業ということで、今、府の事業の紹介もありましたように、事業費合計ということで5,000万円をことしつけていただいております。その内訳といたしましては、測量試験費といたしまして550万円、防災施設の工事費といたしまして3,621万7,000円ということで、これは沈砂の池になります。

次に4番目の移設補償費等ということでございまして、これは一式、電柱等でございます。

5番目の換地費ということで、これにつきましては、228万3,000円でございます。

次に、その財源といたしましては、国庫補助金、その下の部分ですね、国庫が2,750万円、府単費が1,375万円、町負担金といたしまして125万円、地元負担金といたしまして750万円ということになります。

次に、その下の表をご覧いただきたいと思います。町事業費といたしまして、また同じようにH28のところをご覧いただきたいと思います。事業費合計といたしまして、1,785万8,000円、その内訳といたしまして換地委託料といたしまして

178万2,000円、それと換地委員賃金といたしまして50万1,000円、これにつきましては、この京都府から委託を受けますので、上の京都府事業の5番の換地費のほうから町のほうに入ってくる予定でございます。

それと、3番目の土地改良事業負担金といたしまして1,557万5,000円ということでございます。その内訳財源といたしましては、府の委託料、今説明させていただきました228万3,000円、これは換地費でございます。

それと、土地改良分担金といたしまして、これは地元から1,335万円、一般財源、これ町のほうから222万5,000円ということになります。ここで、平成28年度の補正予定としてマイナスでちょっと入れさせていただいておりますが、当初、この府のほうの予算のほうは8,900万円ということで上がっておりまして、ちょっと府との予算の立てる時期の差が出まして、本町におきましては当初の8,900万円の数字で上がっておりますので、今後、適正な時期にこのマイナスということで補正をし、28年度の補正後の数字が今回の事業費となることとなります。

それと、一番下の表でございます。町施行事業といたしましては、これは換地の事務費ということで、事務費のほうが予算書のほうに上げさせていただいております。

以上、平成28年度は説明させていただきましたが、平成29年度以降このような流れで、総事業費5億7,200万円ということで事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） この前、4月にね、この平成28年度の当初予算の部分を、うちのほうの本町の予算してた1,785万8,000円の内訳を聞きたいですよと言うたら、もう一つようわからんということで答弁がなかったので、きちっと次回整理してくださいと言いましたんで、これで整理がされたというふうに理解します。

当初予算に、ダブルカウントで12月、平成27年度の国が補正した部分を合わせて28年度のところに整理できずにごっちゃになって入れとったやつを、今回、27年度の町事業の900万円のところで整理がされているんで、その分を含めて682万5,000円マイナスすると、1,100万円ほどの事業費に28年度は、本町の事業としてはなるんやというようなことですよね。ですから、それで説明がされて、京都府がやられるのは先ほど垣内課長がされた5,000万円の部分がそのまま出ると、28年度はね、ということでわかりましたので。全体事業もずっと横に行ったら、5億

7、200万円の全体事業費は変わらないので、それに対して地元分担金というのが8,580万円ですか、これが、6人の入植者の方で、負担願わんなんということになるので、これが過大な負担金になるのかも含めて、今後のそういう経営状況も含めて、こういう造成事業が進むにしたがってこの負担がきちっとできるんかどうかも含めて、経営計画なりでいつになって入植者の方が植栽されて、生産が伴うようになって何年で回収できんねやというところも含めて、やはり議会のほうにも資料をつくって、経営の計画なりをつくって説明をされるほうが、そうしないとこれほんまに8,580万円みたいなものが一体どうなんねやろという心配しますんでね、このことも含めて説明していただきたいと。

西山のときのそういうようなことが、きちっと議会に報告されませんでしたのでね、途中でそういう経営計画もくださいよというのは言うつつたんやけれども、途中で棒折れになっとるんで、今度の事業についてはきちっとやられるように要望しておきますので、そういう方々に対する指導もきちっとして、経営が成り立つような形に町行政が指導していくのも一つの役割でございますんでね、よろしく願いしておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、上下水道課から平成27年度末におけます下水道の普及状況についてご報告申し上げます。配布いたしました資料、下水道普及状況についてご覧ください。

上段の①、平成26、27年度比較表の表-1及び表-2は、公共下水道事業と浄化槽整備推進事業につきまして、平成26年度末、平成27年度末現在の普及状況をおのおの比較しているものとなります。

中段の②、平成27年度末下水道普及率の表-3につきましては、公共下水道事業と浄化槽整備推進事業をあわせまして汚水処理施設全体での平成27年度末の普及状況を示しているものです。

下段の③、行政区（自治会）別の普及状況の表-4では、平成27年度末での行政区及び自治会での普及状況を示しています。

それでは、中身ですけれども、まず表-1、公共下水道事業では太枠囲いの行になり

ます。平成27年度末のC整備面積は7.49ヘクタール増の157.14ヘクタール、D整備人口は247人増の6,335人となりましてBの行政人口9,597人に対しますE普及率は3.5%増の66.0%となっております。

続いて、Fの水洗化人口は4,854人となり、D整備人口6,335人に対するG水洗化率は、76.6%となっております。

なお、水洗化率がマイナスとなっておりますのは、整備人口の増274人が、水洗化人口の増175人を上回った結果となっております。

続きまして、表-2、浄化槽整備推進事業の普及状況につきましては、平成27年度中に奥山田地区で1基整備いたしましたので、現在、町が管理いたします浄化槽の数は合計83基となっております。

以上の公共下水道事業と浄化槽整備推進事業を合わせた町全体での下水道普及率を表-3にあらわしております。平成27年度末現在の整備人口は269人増の6,512人となり、行政人口9,597人に対する普及率は3.5%増の67.9%となっております。

下段の表-4では、平成27年度末におけます行政区及び自治会別での下水道普及状況を取りまとめたものでございます。ご覧のと通りの普及状況となっております。

Cの整備面積または基数が増加した行政区は、符作、名村、岩山、禅定寺、立川及び奥山田となっております。

次に、普及状況に関しまして、資料の2枚目、地図になりますが、公共下水道供用開始区域図をご覧ください。

公共下水道の供用区域をあらわした図となっております。黄色で示しておりますエリアが、平成26年度末までに供用した区域で、149.65ヘクタールとなっております。赤色で示したエリアが、平成27年度中に新たに供用を開始した区域7.49ヘクタールとなっております。

平成27年度中に供用した区域は、27年9月30日、28年3月31日、2回の供用をしておりますけれども、平成26年度と平成27年度に施行しました面整備工事、南地区で2工区、岩山地区で2工区、禅定寺地区で1工区及び立川地区で2工区、以上7工区合わせまして7.49ヘクタールとなり、下水を処理している区域の合計は157.14ヘクタールとなっております。以上、下水道普及状況について報告させていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は

挙手を願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 普及状況は、これで年々こういうふう整備の面積もふえてきて、面積が進めば普及率が高まって水洗化率も向上するというところでございますので、これは理解できます。もう一つ、一方であるのが下水道の経営状況なんですけれども、今般、当初予算で公営企業会計に向けての検討をされるということでございますので、いずれは公営企業会計になっていくと、今は準公営になつとるんかどうかは知りませんが、一般会計からの繰り出しで、繰入金やね、会計側からすれば繰出金で賄っているということになります。これ、公営企業法的に言えば、その会計を導入すれば基準外の繰り出しというのは難しくなるというふうに思うんですけれども、他の自治体、公営企業会計を導入されたところについては、経過措置か何かで一定の繰り出しはやむを得ないとされているんか、法的に言えば料で賄わないようになるんやけれども、そうすると莫大なものになるというんやけれども、それはボタンのかけ違いみたいなものになるので、本来は供用開始されて、それを利用される方々の料金収入で賄うのが基本ですね、資本の分も収益の部の分もね。そうしますと、料金を非常に莫大な分に上げやな収支が均衡しないので、その辺の考え方というのは、宇治田原町みたいな単独でやっているような部分については、繰り出しの考え方も含めて公営企業会計に対する基本的なスタンスというのは、それに移行したときにどういう考え方になるのかちょっとお聞かせ願いたいなというように思います。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまのご質問でございますけれども、まず、本年から3カ年かけまして企業化する予定でございます。あと、繰り入れのほうのご質問ございましたけれども、基本的には、公営企業移行会計として、4年後スタートをしまして、現実、現状の使用料収入では賄えないことは現実、見えております。他の団体で先進的にもう企業化されている団体におきましては本当にわずかな団体におきましては、独立採算という考え方で基準外のほうの繰り入れは入っていない団体もわずかではございますけれども、やはり多くの企業におきましてはやはり一定、赤字補填ということで、一般会計からの負担金として収入をいただいているのが現実でございます。企業化に移ったといたしましても、一般会計と企業会計、下水道のほうの関係という基本的に現金ベースでは変わらないのが実態でございますが、ただ、特別会計では見えていない経営状況を今後は明らかにしまして、なおかつそれをホームページ等で住民の皆様にも知らせるということで、今まででしたら非常に見えていない単純に赤字補填して

いただいていた部分が、どの辺で足りないかとかいうことを現実企業会計化することによっては見えてきますので、その辺をどのように改善していくか、やはり一定、やっぱり繰り入れは頼らない部分も必要かと思うんですけれども、料金収入が成り立っている要素が見えてくるはずでございますので、まずはその辺、経営状況がどうあるかということを明らかにするために、企業化へのステップをしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 独立採算でやっておられるところもありますということなんですけれども、企業会計、法的に言えば、それを適用すれば基準外の繰り出しというのは、一般会計側からすればできないということになるんで、税をそんなところに使わんといて、企業会計に使わんといてくださいということになりますんで、その部分で反対されたらそれは料金を上げざるを得ないということになるんで、その辺を十分、3カ年の検討期間に、十分住民の方々にも説明をしておいていただきたいなど。そうしないことには、企業会計になったのに、従前のおり繰り出しをしゃんならんと、そんなんやったら今までのままやっておけばこの3年間かけてこれも自分のところでやられないですね。どこかに委託されますね、これ。その経費をまた要るわけね。要って、結果的に一緒なんですよね。だから、今言うたように、明確に赤字の部分がどの部分で出とるのかいうのをするためには企業会計したらええねんけれども、その分で出しとったら結果一緒なんでね。国の狙いも、それどういうところにあるのかなと思ったりするんやけれども、この赤字会計の会計で一般会計を苦しめている部分について経営改善を図ることができるんかとか、何を狙いにして公営企業会計への移行を進めているんか、それになってしまったら、もう一般会計からは出しませんよと言うたら出せないんでね、だけれどもそしたら今の使用料金の5倍とか6倍とかの膨大な料金になってしまうわけですよ。水道料金の5倍、6倍になったら、そんなものとてもとても払えなくなりますんで、だからその辺も十分説明しながらやっていただきたいなというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご指摘のとおりでございます。現状でいきましたら、一般会計からいただいている中で、今後におきましてはやはり現在下水道を1トン処理するのに、現実300円台かかっております。住民の皆さんからいただいている使用料金につきましては、1トン当たり恐らく今130円台と思っております。ですので、その



辺の根拠が今まで全然、説明できる資料も特別会計の状態で行きましたらございませんので、今後につきましては、その辺かかっているコストとか国のほうからも従前から下水道については最低でも150円必要ですよということを指定・指導いただいております、国におきましてやはり適正な料金は、使用料金は徴収してくださいということで通達もきております。ですので、その使用料金を上げるためにも、本来ならば十分住民に説明した上でないとももちろん上げることはできませんので、まずはその辺が特別会計の状態では全く説明できるような会計ではございませんので、企業会計に移す中がかかっているコスト、また縮減できる部分を見つけながら必要な経費として今後におきましては、また住民さんに一部またご負担を願わんなんこともあるかもしれませんが、その辺の順番といたしましては、まずは企業会計化に進んで、適正な維持管理運営ができるようにやっていきたいという考えがございますので、企業会計化へ移りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それを3カ年の検討期間の間にきちっと説明されて、実は独立採算にしたらこんな料金アップになるんですよとか、一般会計からの繰り出しになお依存せざるを得なかったらこういう結果になるんですよとかいうような部分を年を追って、途中経過も含めて住民の方々に報告して理解を得るということをしておいてほしいなというように思います。

もう1つ、ちょっとだけお聞きしたいんですけども、これ検討なんですけれども、最終的に決算で赤字やったら赤字補填でぼんと出すのか、その年度の出納整理期間までに今みたいに一般会計からの繰り出しで出しておると、それ、消費税の還付云々かんぬん計算するとき、賦課税収入になるのかならへんのかということあるんですけども、赤字補填で出したら全くの賦課税収入とか非課税収入になって、負託のところ一般会計からの繰り出しが案分されていかなくなると僕は昔から思っと思ってんけれども、一遍その辺も検討してもうて、その分に赤字補填、決算は赤で打って赤字補填で一般会計からもらったら、その分消費税の還付がふえるんちゃうかなと思ったことあんなやけれども、それも一遍検討しておいてくださいね。これは要望です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですのでこれにて質疑を終了いたします。これで、午後からの出席課の所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に日程第3、その他を議題といたします。何かございましたら举手願います。ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 午前中、企画のところで申し上げました、先般、13日の月曜日ということですが、文化センターでインターンシップのセミナーがあったんですけども、そういうインターンシップ、町内の企業さんにそういう働きかけをして、町内外の高校生なり大学生にインターンシップの提言をしていただくというような事業を茶ッピー未来基金さんがやられるということのセミナーがあって、企画課等の情報等の説明にも上がられたんですけども、産業観光課としてそのあたりの事業取り組みを町が、僕は先ほど企画課長に申し上げたのは、町が本来すべきものやと、地方創生の中にも5次の総合計画の中にも、若者を呼び込んで雇用の確保を図って、また本町にお住まいの若者も転出していかないようなものもまずやって、魅力あるそういう経済活動によって雇用の促進を図って、他のまちから本町にというようなことを言うているのでね、それをそういう基金とかに任さずに、今般は後援という形になっていますけれども、より早く町が主体的に雇用の促進なんかを図っていくための手だてを打つというようなことが非常に大事やというふうに思っておりますけれども、組織改革の後、産業観光課という名称に変えられたんですけども、その辺の取り組みについて、先ほどは年度途中でそのようなものを精力的にやっていきますよというお言葉を答弁をいただいたんですけども、産業観光課としては、雇用問題とかそういう問題について地域の若者に対する手だてとして、今般のそのインターンシップについてどういう感想をお持ちなんでしょうか。お聞きしておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 富田課長補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 失礼をいたします。今般のインターンシップにつきましては、茶ッピー未来基金さんが主催でされています。これにつきましては、茶ッピー未来基金さんからも事前にご相談もありながら、ちょっと準備期間の非常に短い中でできる形をとということでご相談の上、こういう形をとらせていただきましたが、ご指摘のとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略または第5次のまちづくり総合計画にもご指摘のとおり、町内雇用をふやすですとか若者を呼び込む、それで定住を促すというようなことも含めて記載をしております、今後、目指す方向とまさに一致するものだというふうに考えておりますし、今般の中身につきましても、今般は茶ッピー未来基金さんのネットワークを通じた中で企業さんを集められたりということで始めたところですが、これをさらに広げていくということは非常に重要なことだろうというふうに

思っております。

今後、我々としまでも、雇用を促進する、地元の企業と町内の住民さんそれから町外の学生さんというのをつなげていくことをどういうふうにしていくかということを考えていきたいと思っておりますし、茶ッピー未来基金さんのほうからの今回のアンケート結果を頂戴するというふうなお話をしておりまして、その結果で企業さんの意見も聞けると思っておりますし、住民さんも今回の取り組みをどういうふうにしていくかというようなアンケート項目もございまして、そちらの意見も聞けると思っておりますので、ぜひそちらの意見を参考にして、今後の取り組み、早急に考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） こんなことは全国の事例でいっぱいあるわけやから、地方創生の部分の情報を収集すれば若者を地元にとどめたいとかそんな施策をいっぱい全国でもがきながつくっていったはんねやから、誰がそういうちゅうちよさせてんのかなど。未来基金さんがやられるのやったら、それはうちが一緒にやりましょうとか、うちが主体的にやりますから、母屋貸してここやという話もできるはずやねんけれども、まだ詰めやんな部分も行政的にありますよと。そりゃ、あることはあるやね、あるんやけれども、他の自治体はそれを解消して、もう事業着手しとるわけですよ。そんなもの、平成28年スタートじゃなくて、もう5年ほど前とかにいろいろもうその地方創生が始まる前からいろんな対策をやっとる自治体っていっぱいあるわけですね。だから、そういうことさえ知ったら渡りに船みたいな形であなたのところやってくれるけれども、うちも協賛でやりましょうとか、そういうスタンスが私は欲しいわけです。次年度からは主体的な部分として、全工業団地なら60社に声がけしましょうとかいう話です。公務労働やったら公務労働で役場も来ていただいたら結構ですよとか、こういう話をしたいなと。それは、先ほどは補正予算も含めて、シリーズの講座、就活の講座なんかもちきちちと開催していくということが地元の若者をそういうところにつなぎとめると、町外でそういう研修会に参加したりするんやったら、そういうメニューをつくって、ここで実施するというようなことも非常にインパクトの強い話ですので、高校生、大学生はそういうようなものに非常に興味を持ってやっていくんで、その情報が町内で得られればこれに越したことはないわけですよ。だから、そういうことの取り組みも企画から先ほど聞きましたですけれども、企画と調整しながら担当課としてじかに商工会とか工業団地とのかかわりを持っておられる課ですから、積極的にそういう事業展

開に向けての取り組みを強めていただきたい、これは要望して終わっておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件、また所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、御礼申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ご苦労さまでございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれては、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう、強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月20日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時20分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長            谷   口   重   和